

犯罪に至る前後の知的障がい者の支援に関する研究

犯罪予防支援と就労生活自立支援

研究代表者

日本福祉大学大学院 福祉社会開発研究科 社会福祉学専攻 博士課程 瀧川賢司

共同研究者

日本福祉大学大学院 福祉社会開発研究科 社会福祉学専攻 特任教授 山崎喜比古

I. まえがき

1. 本研究の背景

我が国は、2009年に国連の障害者の権利に関する条約（以後、障害者権利条約）に署名した後、障がい者に関わる種々の法律の整備を進め、2014年に同条約を批准した。それを受けて、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以後、障害者差別解消法）が2016年4月から施行されたことによって、障がい者問題は新しい段階に入ったと言われる。障害者差別解消法の特徴として、「障害者」は障害者手帳を持つ者に限定されず、「社会的障壁」により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態をもつ者も含むことや、「社会的障壁」とは障がいがある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを含めており、「社会モデル」の考え方が伺える。そうした変化の中、本研究では従来から見落とされてきた問題の一つとして、「犯罪を起こした障がい者の自立」の問題を取り上げる。

「犯罪を起こした障がい者」への支援に関する問題は、元衆議院議員の山本譲司氏が、自身が服役していた経験をもとに『獄窓記』（山本 2008）、『累犯障害者』（山本 2009）にて、矯正施設に収容されている受刑者の中に多数の知的障がい者等がいることを世間に知らせたことをきっかけにしてクローズアップされてきた（法務省 2013）。例えば、平成 27 年の新受刑者 21539 名の内、I Q が 69 以下のいわゆる知的障がい者を有する者は 4270 名（約 20%）おり（法務省 2015a）、矯正施設から退所する際の対応や支援がますます社会的課題として注目されている。それは「犯罪を起こした知的障がい者」の多くは、知的障がいがあるのにも関わらず、福祉の支援を受けられず、結果的に犯罪を繰り返し、また福祉の支援を受けている場合でも再犯に至ってしまう傾向があるからである（長崎新聞社 2013）。そこで、犯罪を起こした知的障がい者が社会復帰するために、志賀（2013）は、矯正施設から出所後のいわゆる出口支援後の地域生活支援を 3

段階に分け、第1段階：「医療」、「当面の住居の場」、「障害者としての社会的承認手続き」、第2段階：「福祉サービス」、「経済的基盤」、第3段階：「就労」とし、まずは障がい者としての居場所を確保した後、「困窮・生活苦」を和らげる経済的基盤や就労は後の段階として位置付けた。

しかし、一方では、矯正施設を出所した者が再犯を起こす際は、出所直後が最も多いこともわかっている（法務省 2013）。つまり、犯罪を越した知的障がい者にとって、志賀の言う第1段階や第2段階が整う前に再犯に至る可能性がある。木村（2012）は、犯罪を起こした者には、人生のつまづき、孤立の深刻化など、長く世間から排除されてきた人生の歴史があるため、家があり当座のお金があれば済むものではないと述べている。また、益子（2012）も、衣食住や生活費の確保は必須であるが、それらが確保されても犯罪に至る人がいると述べ、アセスメントにもとづいた「本人の幸せ」を見つける訓練の必要性を指摘している。そして、川島（2012）は、犯罪を越した知的障がい者の理想は、「生活保護を受けるだけで何もしない生活」ではなく、「労働で収入と生きがいを得る生活」であると指摘し、犯罪を越した知的障がい者はかつて働いた経験をもつ者が多く、本人に合う仕事があればいきいきと活動できるとも述べている。筆者は、従来からコミュニケーションを取ることが困難な知的障がい者のQWL（Quality of Working Life;労働生活の質）について、本人の支援員と家族にインタビューし、本人の働く様子を「いきいき」レベルという指標で解析してきた。その結果、「頑張ればできる感覚」「自分に合う仕事がある」ことが要因であることがわかった（瀧川 2013）。そこでは働くことで人とのつながりができ、日常生活に必要な情報を得たり、困った時にも助言を得られる（川島 2012）。

つまり、犯罪を起こした知的障がい者にとって、地域生活支援を3段階に分けるよりも、より早い段階で「就労」つなげることが重要であると考えられる。よって、本研究の目指す支援の流れの概念図は、図1に示すように、就労と居場所を同時に提供できることである。そして、本人への福祉サービスはその後で整備すれば良いと考えた。従来の支援の流れでは、福祉サービスとして、例えば、犯罪を起こした知的障がい者の養育手帳を取得した後、就労として、就労移行支援事業所や就労継続支援A型・B型へ福祉的就労の制度に乗って受け入れてもらうことを想定していると考えられる。

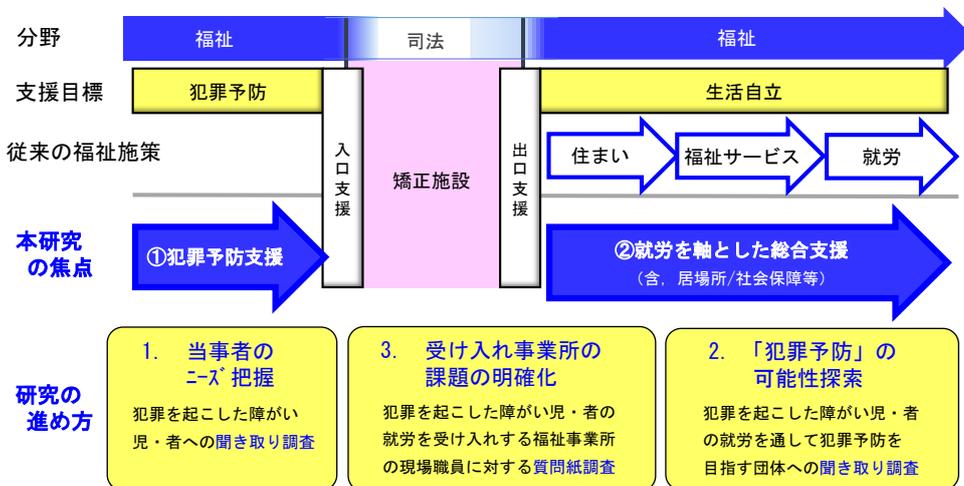


図1. 研究の全体像

2. 用語の表記および定義

<用語の表記>

「障がい者」

障害者は「障がい者」のように「害」または「碍」を平仮名表記とした。ただし、法令および刊行物等で既に公開されている名称等に「害」または「碍」が使用されている場合（例：「障害者」、「障碍者」など）は、変更なくそのまま使用した。

<用語の定義>

「知的障がい者」

知的障害者福祉法には知的障がい者に関する定義に該当する条項はないため、法的には定義が存在しない。ただし、行政の定義として、1953年文部事務次官通達「教育上特別な取扱を要する児童生徒の判別基準（試案）」で、「種々の原因により精神発育が恒久的に遅滞し、このため知的能力が劣り、自己の身の事からの処理および社会生活への適応が著しく困難なもの」と示された。一方、厚生労働省は、1990年「精神薄弱児（者）福祉対策基礎調査」において、「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」とした。加えて、知的障害であるかどうかの判断基準は、以下の（a）および（b）のいずれにも該当するものを知的障害とした。

- （a）「知的機能の障害」について標準化された知能検査（ウェクスラー、ビネーによるものなど）によって測定された結果、知能指数がおおむね70までのもの。
- （b）「日常生活能力」について日常生活能力（自立機能、運動機能、意思交換、探索操作、移動、生活文化、職業等）の到達水準が総合的に同年齢の日常生活能力水準のいずれかに該当するもの。

本研究では、知的障がいの定義が統一されていないことを踏まえ、質問紙調査においては、送付先の事業所の判断に一任し、またインタビュー調査においては、調査対象者は療育手帳を有していることをもって「知的障がい者」と判断した。

「犯罪を起こした」

相田（2015）を参考にし、「触法行為により警察に逮捕・起訴されて刑が確定した場合（実刑、執行猶予とも）、逮捕されたが起訴猶予となった場合、逮捕されたが犯罪が軽微であるために釈放された場合、逮捕されずに在宅で取り調べられ、書類送検、略式請求により起訴された場合、そして少年事件の場合では家庭裁判所に送致された場合（保護処分決定、不処分、審判不開始、検察に逆送とも）」と定義した。

「犯罪志向から離脱した」

Veysey & Christian（2009）を参考にし、「ある一時のみ犯罪から抜け出したことではなく、人生の中で継続的に犯罪をしない状態が継続している状態」とした。ただし、ここで、「犯罪

行為の不存在」の継続期間が問題になる。この期間に定説はないが (Maruna 2001), 犯罪を起こした者が「成熟」することをもって「犯罪志向から離脱した」という仮説が挙げられている。そして、この「成熟」の一つには、犯罪を起こした者が「就労」することが重要と述べられている。

「生活自立」

自立の概念は従来から多くの研究者により提起され (河野 1984, 定藤 1986, 大泉 1989, 加藤 1998, 古川 2005, 楨 2005, 谷口 2005 など), 「身辺的自立」, 「経済的自立」, 「社会的自立」の3つの要素が基本となっている。しかし, 本研究では, 犯罪を起こしたが就労を通して現在は犯罪に至ることはなくなっていることを重視し, 上記の「自立」の3要素に「犯罪から離脱した状態が継続している」ことを加えることとした。

「受け入れ」

犯罪を起こした知的障がい者に対して, 相談支援, 定着支援, 地域移行支援, 雇用契約, 就労訓練, 就労定着支援等を行うこと, とした。

II. 目的

矯正施設を出所した犯罪を起こした知的障がい者の再犯予防は喫緊の課題であり, ましてや本人の幸せのためにも, 居場所の整備だけでは不十分である。したがって, 従来の制度では対応できない点を改善する必要があると考えた。

翻って, 犯罪を起こした知的障がい者の「就労」の現状をみると, 生活自立の実現および犯罪を繰り返さないためにも重要な支援であるが, 刑務所再入所者の約7割が無職であること (法務省 2015a) や協力雇用主への雇用は全体の約5%程度 (法務省 2015b) であることから, 例え就労能力があったとしても犯罪を起こした知的障がい者の雇用状況は厳しく, そこには何らかの「社会的障壁」が存在すると考えられる。しかしながら, この「社会的障壁」を打ち破るための支援に関する研究はほとんどみられず, 主に司法の視点から水藤 (2011), 浜井 (2013) の研究, また福祉の視点からは田島ら (2009), 小野ら (2011) などの研究を通して, 2009年の地域生活定着支援センターの設置や協力雇用主への補助金支給等の施策につながっているが, まだ十分な雇用の実績につながっていない状況にある。

そこで, 本研究は, 知的障がい者の犯罪予防と犯罪を起こした後の支援に着目し, ①犯罪予防支援: 知的障がい者の犯罪を起こす要因を明らかにし, 予防の在り方を提言する。②就労生活自立支援: 犯罪を起こした知的障がい者を受け入れるために事業所や企業が克服すべき課題を明らかにし, 就労を軸とした支援を通じた生活自立に向けた方策を提言する, ことを研究目的とした。

Ⅲ. 先行研究

ここでは、犯罪を起こした知的障がい者の就労を軸とした生活自立にとって必要な「就労」の機会やその継続性および支援の状況についてまとめてみる。

1. 犯罪を起こした知的障がい者の基本データ

まず初めに、犯罪を起こした知的障がい者の基本属性について説明する。平成 27 年（2015 年）の新受刑者の総数 21,539 名の知能指数（IQ：簡易検査）別の人数の割合は、知的障がいの基準となる IQ69 以下が 2,470 名（19.8%）であり、その内訳は、IQ60～69 が 2,459 名（11.7%）、IQ50～59 が 1,120 名（5.2%）、IQ49 以下が 689 名（3.2%）であった（法務省 2015a）。そして、罪名・犯行の手口に関し、受刑者のデータではあるが、染田（2007）の研究をもとに、罪名別件数の構成比の多い順に、傷害（23.7%）、窃盗（15.8%）であった。再犯率の点からは、1 年以内に再犯を起こす罪名として、風営適正化法違反が 35.6%で最も多かった。また、法務省総合研究所（2013）の調査結果では、窃盗（52.7%）が最も多く、次いで詐欺（7.1%）の順になっている。また、生活環境・生活歴に関し、刑事施設に入所前の居所は 73%が有し、親族がいる者は 80%以上を超えていた。その他の特徴は、配偶者のいない者が 90%を超えていた。教育歴に関しては、高校卒業以上の者は 15%余りであった。また、就労状況に関しては、刑務所再入所者の 75%以上が無職¹⁾であった（法務省 2015b）。つまり、知的障がい者は、「就労」しているかどうかと犯罪を起こすこととの関係が示唆された。

2. 就労に関する現状

次に、実際に犯罪を起こした者の就労に関する現状を見てみる。CiNii を用い、「障害者」、「犯罪」、「就労支援」をキーワードとして文献検索しても検索数は 0 であった。またキーワードを「障害者」、「犯罪」、「支援」にして検索すると 25 件が抽出されたが、その中で「就労」に関する文献は筆者の執筆した 1 件であった（瀧川 2016b）。このように「犯罪を起こした（知的）障がい者の就労支援」をテーマとする文献はほとんどなかった。そこで、関係省庁のホームページ等を検索した。ここでも「犯罪を起こした（知的）障がい者の就労支援」に言及する資料は見つからなかったが、関連すると思われる資料について以下に示した。

刑務所出所者の雇用先として法務省に登録している協力雇用主への雇用実績は、全体の登録数約 15000 ヶ所の 550 ヶ所程度（約 3.7%）にとどまっている（法務省 2015b）。また前項の通り、刑務所再入所者の 75%以上が無職であったことから、国は、刑務所出所者の事情を理解した上で雇用している企業の数を現在の 3 倍にすることを目標としている（内閣府 2014）。

障がい者の採用については、障害者権利条約を批准するための国内法の整備を進める過程において、障がい者制度改革推進会議でも、事業主に広範な裁量があること、他の応募者がいること等、立証が難しい差別があった場合の対応が難しい等の問題はあること、および採用差別については、裁判所は採用の自由を重視しており、また企業も採用の制限に関しては抵抗があると考えられるとの意見があった。その対策として、刑務所出所者の就労支援等を行うハロー

ワークの職員の増加，雇用ニーズに応じた就労訓練の実施を行っている（内閣府 2011，法務省 2015c）．また，刑務所・保護観察所よ地域生活定着支援センターとの情報共有が不十分のため，支援候補者の地域定着への調整期間が確保できなかった等の連携不足が指摘されている（総務省 2016）．

犯罪を起こした障がい者への就労を進めるために考えられる他の支援制度としては，2015 年 4 月から施行された生活困窮者自立支援法に盛り込まれた「生活困窮者就労訓練事業（いわゆる「中間的就労）」がある．これは，疾病や障がい，長期にわたる引きこもりの経験等，様々な理由で一般的な仕事に就くことが難しい生活困窮者を対象に，訓練機会を提供する「就労支援準備事業」と支援付きの就労機会を提供する「就労訓練事業」がある（厚生労働省 2014，福田 2015）．平成 29 年度末にて，就労に向けた訓練を行う認定就労訓練事業所は全国に 933 ヶ所ある（厚生労働省 2017）．また，2002 年に施行されたホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以後，ホームレス自立支援法）にもとづき設立された「自立支援センター」がある．その目的は，働く意欲のある人に宿泊場所と食事を提供し，生活・健康相談のほか，ハローワークなどと協力して職業相談に応じ，就労による自立を後押しすることである．これらの支援制度は，就労意欲や能力を持つ犯罪を起こした障がい者にとって就労場所としての受け皿となると考えられた．

しかしながら，「中間的就労」について，大阪府の調査では，調査に回答した社会福祉法人や NPO 法人の約 60% 弱は，中間的就労の実施は困難と答えている（大阪府 2014）．中間的就労は「就労訓練事業」であり，民間の団体の自主事業であることが理由の一つであろう．また中間的就労の事例を見ても，就労受け入れの対象者として「犯罪を起こした障がい者」を謳っている事例は少なく，さらに触法状態の人については受け入れを拒否する事業所もあった（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 2015）．自立支援センターについては，全国組織もあり，特に大阪府では定期的に地域の福祉事務所や事業所，一般企業に対し，刑務所・鑑別所の見学会などの勉強会を重ね，犯罪を起こした障がい者の就労受け入れに理解を得る活動を続けているが，犯罪を起こした知的障がい者の受け入れに関するデータはない．

また，吉開（2013）は，障がい者に特化していないが，犯罪・非行をした者に対する就労支援の現状と課題について，就労支援の困難性として，「民間の協力が必要であること」，「稼働能力が必要であること」，「就労先の確保が困難であること」，「就労の継続性が困難であること」，「就労支援事業が持続可能であること」を挙げている．この中で，就労支援については，刑務所等・保護観察所とハローワークとの連携において，ハローワークの職員が刑務所等に駐在し，相談を受けられるようになった．また，刑務所等で行う職業訓練科目について世の中のニーズに合わせた見直しを行っている（総務省 2014）．

IV. 研究方法

本研究における調査は，図 1 の研究の進め方に示した 3 つの調査からなる．それを調査方法として分けると，質的調査（研究の進め方 1, 2）と量的調査（研究の進め方 3）の 2 つで

更生される。まず、質的調査では、ライフ・ライン・メソッドを用いたインタビュー方法などにより、犯罪を起こした障がい者を持つ親や雇用企業への聞き取りを行い、犯罪予防に必要な項目や障がい者雇用に対する考え方の変化、犯罪を起こした障がい者を雇用するために必要な要因等を明らかにする。次に量的調査では、犯罪を起こした障がい者を受け入れている福祉事業所の現場の支援員に対する質問紙調査を行い、実際に現場で支援する上での課題や要望を抽出する。

1. 質的調査（ライフ・ライン・メソッドを用いたインタビュー方法など）

研究の進め方1（図1）：当事者のニーズ把握

図1の研究の進め方1の調査として、犯罪予防に関し、犯罪を起こした知的障がい者（以後、当事者という）を持つ者へのインタビューを行い、当事者が犯罪を起こした時の状況、その前の兆候や犯罪を起こした後の処置、それに関わった支援者との関係構築、そして犯罪を予防するために必要と思われる項目等について聞き取る。

(1) 対象者

調査対象者（以後、対象者という）については、3か所の福祉事業所（以後、事業所）に依頼し、合計5名の「犯罪を起こし」かつ「就労（訓練中も含む）」し、「生活自立（訓練中も含む）」している知的障がい者の紹介を受けた。その属性を表1に示した。これらの事業所を選んだ根拠は、各々の事業所が犯罪を起こした障がい者を支援しつつ、犯罪を起こした障がい者を受け入れる活動やその啓蒙活動を積極的に行う事業所であり、本研究の目的に合致する対象者が得られると考えたからである。そして、研究を行うにあたり、依頼者である筆者は事前に可能な限り対象者本人と一緒に作業等を行うことによりラポール形成に努めた。

なお、比較のため筆者が従来実施したインタビュー調査（瀧川 2017）の対象者も今回の報告書に記載する。従来調査（瀧川 2017）では、表1のA氏からH氏までの8名を対象としたが、今回は新規にI氏からK氏の3名および比較的若年のD氏とG氏の2名を再度対象者とし、合計5名にインタビューを行った。

表1. インタビュー調査の対象者（今回の対象者5名に★印を付した）

対象者	性別	年齢	障害区分(程度)	主な罪名	帰住先	現在の主な活動
A	男性	50代	知的(中度)	傷害	実の両親のもと	公共施設の清掃(福祉的就労)
B	男性	50代	知的(中度)	窃盗	実の両親のもと	公共施設の清掃(福祉的就労)
C	男性	50代	知的(中度)	傷害	実の父親のもと	公共施設の清掃(福祉的就労)
D★	男性	30代	知的(中度)	窃盗	グループホーム	食品製造業(一般就労)
E	男性	20代	知的(軽度)	窃盗	グループホーム	サービス業(一般就労)
F	男性	30代	知的(軽度)	詐欺	グループホーム	軽作業(福祉的就労)
G★	男性	20代	知的(中度)	恐喝	グループホーム	軽作業(福祉的就労)
H	男性	50代	知的(中度)	軽犯罪法違反	グループホーム	部品製造(福祉的就労)
I★	男性	10代	知的(軽度)	軽犯罪法違反	グループホーム	就労移行支援事業所
J★	女性	10代	知的(軽度)	窃盗	グループホーム	就労移行支援事業所
K★	女性	10代	知的(軽度)	窃盗	グループホーム	就労移行支援事業所

(2) 調査・解析方法

①ライフ・ライン・メソッドを用いたインタビュー調査

今回、対象者へのインタビューにおいてライフ・ライン・メソッドを用いた。その方法は、横軸に時間経過、縦軸に人生の質レベルを表す主観指標等を配した図中に主観指標の時間変化（以後、ラインという）を描き（図2参照）、その浮き沈みの理由を尋ねることにより、主観指標のレベルとその変化の要因を可視化し把握するものであり、視覚的評価スケール（Visual Analogue Scale: VAS）の時系列データによる調査・分析法である（Schroots & Ten Kate 1989；平野 2015；瀧川 2016a）。その利点をまとめると、a) 対象者が自己の感情を容易に表現できる、b) 対象者や家族や研究者間にて結果の共有を簡便に促す、c) 対象者の調査への参加意向を刺激し

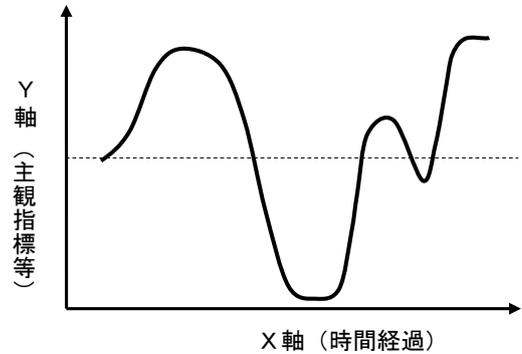


図2. 主観指標の時間変化の概略図

やすい、d) 人生の転換期における満足感や不満足感の主要因を明らかにすることで人生の全体像を把握できる、e) 内面を含む個人の生活史の情報を聞き出すことで人生行路のダイナミクスを捉えることができる、f) 人生経験の量的および質的データを集約できる、が挙げられる

(Clausen1998；Takkinen 2001；Schroots 2003；平野 2009)。本研究では、知的障がい者から複数回にわたり人生の浮き沈みの転換期であるライフステージを聞き取るため、本方法を用いることにより、知的障がい者にも簡便に表現しやすく、対象者・現場の実践者・研究者との間で情報を共有化できると考え採用した。

②ラインの作成と半構造化インタビュー

a. 軸の説明

図3において、横軸が年齢、縦軸は左側の軸として、対象者が感じている「生活の楽しさ」および対象者の家庭の経済状況を示す「暮らし向き」の2つの指標を表し、右側の軸として、対象者の犯罪を起こす傾向もしくは実際に犯罪を起こした実績を示す「犯罪行動傾向」を表した。これにより「犯罪行動傾向」と「生活の楽しさ」、「暮らし向き」との関連がわかるようにした。「生活の楽しさ」を一つの軸に選んだ理由は、津島（2010）の言う「ストレス」と「不公平感」が犯罪の要因となることを受け、これらの反対の意味となるが、「生活の楽しさ」は知的障がい者が理解しやすい用語であること、小長井（2017）の調査により、地域生活定着支援センターの職員は日々の生活の満足度を高めることで再犯は防ぐことができると考えていること、さらに「生活の楽しさ」は、VASにて「生活満足感」を測定できると考えられるからである（Andrewsら 1991、熊倉ら2005）。

そして縦軸のレベルの決め方について、「生活の楽しさ」のレベルは、対象者が最高楽しいと感じた時を「最高」とし、普通と感じた時を「普通」、最低と感じた時を「最低」と表現した。また「暮らし向き」は対象者や家庭の収入状況等を鑑みて、暮らす上で主に経済的に十分満足で

あった時を「最高」、普通に暮らしていった時期を「普通」、生活保護等を受けたりして生活が非常に苦しい時などを「最低」とした。そして右側の軸の「犯罪行動傾向」は、「逮捕」された時を軸の最上位とし、対象者の行為が触法行為となった時を中間（「触法ぎりぎり」）、犯罪を起こす考えが全く無い時を最下位（「意向なし」）とした。

b. 「犯罪行動傾向」のラインの描画と半構造化インタビュー

最初に対象者に「犯罪行動傾向」のラインを描いてもらい、その犯罪の内容や年齢等について尋ねた。その際、どんな気持ちで犯罪を起こしてしまったのか、その時にどんな支援があったかについても聞き出した。ここで、ラインの例（図3）として、表1のG氏の例を取り上げた。G氏の「犯罪行動傾向」は10歳あたりまでは犯罪の意向がなく最低であったが、10歳以降の学校期に入ると徐々に上昇し、18歳で一般就労した後にも上昇し、26歳頃に犯罪を起こして逮捕された。その後は、勾留されて「犯罪行動傾向」は最低に落ちたが、福祉事業所の支援のおかげで釈放された。しかし30歳前後に再び万引きなどを起こし、その後は支援が充実し働く場所も得られた結果、現在は「犯罪行動傾向」がほとんど意向なしとなった。実際のインタビューにおいて、「犯罪行動傾向」のラインは、逮捕された罪名と年齢が明確であることや対象者の記憶も鮮明であることが多く、軽度から中度の知的障がい者が描写することは可能であることが多い。ただし、ラインが時間的に後戻りする場合や変化が不自然な個所などは、本人に書き直してもらった。またラインが描けない人には、Bourqueら（1977）を参考にしてインタビューする者が誘導しないように本人から聞き出して描写した。聞き方の例として、まず逮捕された時や警察に捕まった時の年齢を尋ね、図中に印を付けた。次に幼少の頃から始まるラインを「上がりましたか。下がりましたか、変わりませんか」と尋ねながら少しずつ丁寧に描いていった。そして、表2には、インタビューを行った後、各対象者毎にラインが変化する期間におけるラインの形状と3つの主観指標の内容を整理した。これにより、各期間における犯罪行動傾向と生活の楽しさ・暮らし向きのラインの形状の関係が明確になり、要因分析がしやすくなった。

c. 「生活の楽しさ」、 「暮らし向き」のラインの描画と半構造化インタビュー

次に「犯罪行動傾向」のラインが上昇（ \wedge ）、一定（ \rightarrow ）、下降（ \vee ）する期間あるいはそれらの変化する時期に沿って、「生活の楽しさ」および「暮らし向き」についてラインを描き加えた。ラインが描けない人には「犯罪行動傾向」と同様な方法でインタビューする者が慎重に描いた。ラインを描くと同時にラインの傾きが変化する年齢の時のことについて半構造化された質問を尋ねた。その質問は、「生活の楽しさ」については、各時点での生活は楽しかったかどうかとその理由を、「暮らし向き」については、家庭は経済的に苦しかったかどうかと自由に使えるお金はあったか等を尋ねた。

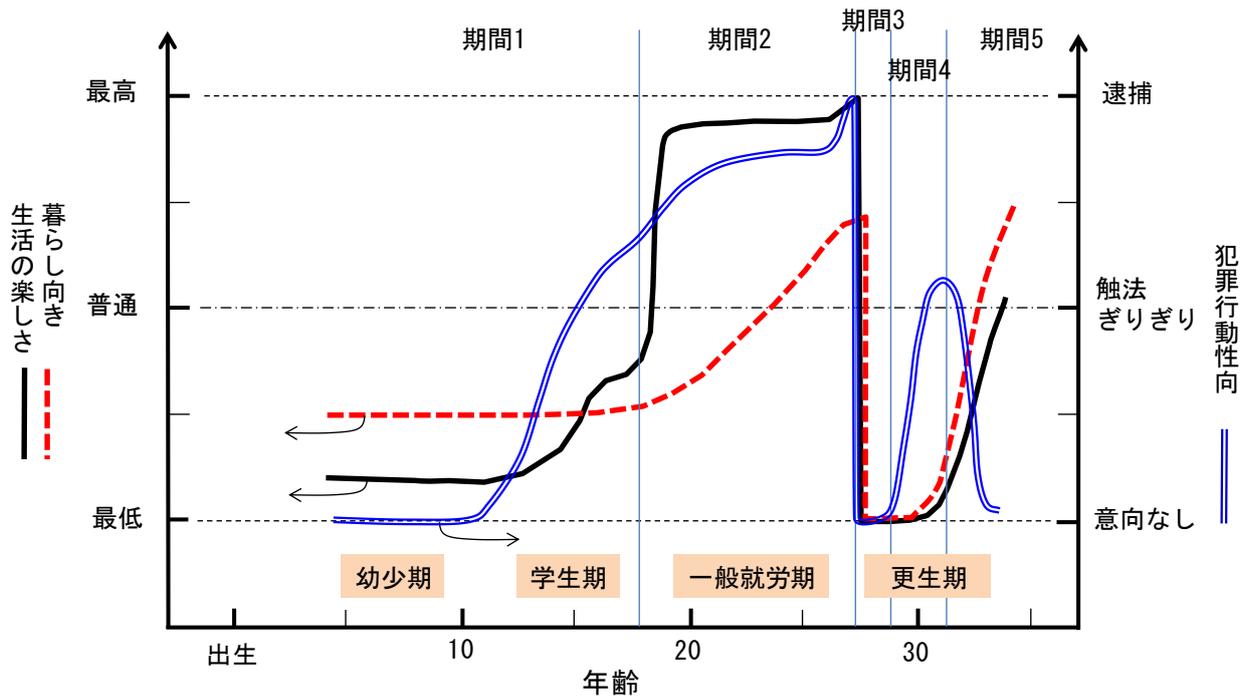


図3. ライフ・ライン・メソッドを用いたインタビュー事例（G氏）

表2. 各期間におけるラインの形状と3つの主観指標の内容の事例（G氏）

	期間 1	期間 2	期間 3	期間 4	期間 5
期間	幼少期・学校期	一般就労期・触法期	更生期	更生期	更生期
年齢	8～18歳	18～27歳	27～28歳	29～31歳	32歳～現在
犯罪行動性向	<p>↑</p> 人の物を盗む、人の顔色を覗く、嘘をつく性格	<p>↑</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弱そうな同僚から数百万円恐喝 ・悪い事をしてはいけない理由を理解できず 	<p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恐喝容疑で逮捕 ・事業所の担当者が引き取った 	<p>↑</p> 友人のゲームやパチンコ屋にて店内の客の玉を盗むことがあった	<p>↓</p> 悪い事をやるよりも、人に物事を教えてあげる方が、自分が得をすると思ってきた
生活の楽しさ	<p>↗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・叔父、祖母からの虐待、母親のネグレクトでまともな食事を与えてもらえず ・怒られるだけの生活 ・入所の養護学校へ入学 ・入所施設では優等生 	<p>↗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業後は一般就労し、職場では有能な社員という評価 ・同僚から巻き上げた金で実家に家電品を買い、その度に家族から誉められていた。 	<p>↘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労先の人には本人が恐喝したことを信じられなかった。 ・事業所の担当者とともに恐喝した金を回収した。 ・家族から「うちの子ではない」などの罵声を浴びたりした。 	<p>↗</p> 事業所の支援員と一緒にひたすら振り返りをしていた。	<p>↗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労に必要な基本的な生活態度が身に付いてきた。 ・仕事を任せたい、続けたい、誉められたいと思えるようになってきた。 ・事業所の人との付き合い方もわかってきた。
暮らし向き	<p>→</p> 親のギャンブルのせいで困窮	<p>↗</p> 巻き上げた金で不足の無い生活を送っていた	<p>↘</p> 入所施設の独身寮が1室だけ空きがあり、ようやく住む場所を確保	<p>↗</p> 昼間は事業所、夜はグループホーム、週末だけ独身寮	<p>↗</p> 昼間は事業所、夜はグループホーム、週末だけ独身寮
ニーズ	自由に使える小遣い	一般就労し、バイクが買える給料を得ること	住む場所の確保	計画的な給料の使い方	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な給料の使い方 ・仕事への誇り

d. インタビューの時間、頻度、時期など

インタビューは一人あたり1回に約1.5～2時間を目安にし、聞き取り内容は本人の署名による同意を得た上でICレコーダーに録音した。インタビューは最低一人2回、もしくは3回行った。2回目以降のインタビューは1回目の聞き取り内容を確認するため、例えば「〇〇歳の頃に会社の物を盗んだ時の気持ちはいかがでしたか？」などの同じ質問を毎回聞き取り、1回目の答えと一致しているかどうか確かめた。また各回のインタビューは最低2ヶ月以上の間隔を空け、前回のインタビューの記憶が低下している状態になるように配慮した。

③解析方法

a. 3本のラインの傾きの組み合わせにもとづく犯罪要因の分類

犯罪の要因の調査について、岡本（2002）は犯罪の要因の一つとして社会的絆に着目し、その変化と追跡期間の重要性を述べている。そこで、本研究も犯罪を起こす要因を対象者の人生全体における3本のラインの時間変化（ラインの傾き）の関係から導くこととし、インタビューにて描かれた3本のラインの傾きが上昇・下降する組み合わせをもとに、「犯罪行動傾向」傾きと他の2つのラインの傾きを整理した。

具体的なデータ解析方法について図2のG氏のラインを用いて説明する。G氏の起こした犯罪に関わる出来事の特徴を基準にするため、「犯罪行動傾向」、「生活の楽しさ」、「暮らし向き」のラインの傾きが急激に変化する点をもとに5つの期間に分割した。そして、各期間について3本のラインの傾きとその期間における特徴（犯罪の内容、生活環境、支援内容等）を整理した。

期間1の幼少期～学校期では、幼少の頃から人の物を盗むことがあり（犯罪行動傾向のラインの傾き：↑）、生活環境では家族から虐待を受け、怒られるだけの生活であったが、入所施設を持つ養護学校では優等生であった（生活の楽しさのラインの傾き：↑）。また親はギャンブル好きで家庭はG氏が生まれた頃から困窮していた（暮らし向きのラインの傾き：↑）。次に期間2の一般就労期では、一般就労した後、弱そうな同僚を見つけて半年にわたり恐喝を繰り返した（犯罪行動傾向：↑）。その間、職場では仕事の能力が高く有能な社員として評価を受けていた（生活の楽しさ：↑）。「暮らし向き」については、給料と恐喝した金銭で不足ない生活を送っていた（暮らし向き：↑）。その後、逮捕されるが、事業所の支援のおかげで就労に至り、最終的に期間5の更生期では、悪い事をやるよりも人に物事を教えてあげる方が、自分が得をすると思えるようになってきた（犯罪行動傾向：↓）。そして支援員との振り返りを続けることで、就労に必要な基本的な生活態度を徐々に身に付け、就労先では仕事を任せたい・誉められたいと思えるようになってきた（生活の楽しさ：↑）。暮らし向きについては、グループホームにおいて落ち着いた生活が送れるようになり（暮らし向き：↑）、現在では犯罪を起こさない状態が継続されている。以上のようにG氏のラインは5つの期間に分割され、期間1では、「犯罪行動傾向」・「生活の楽しさ」・「暮らし向き」の傾きは順番に（↑, ↑, →）となる。同様に、期間2は（↑, ↑, ↑）、期間3は（↓, ↓, ↓）、期間4は（↑, ↑, ↑）、期間5は（↓, ↑, ↑）となる。このように、ラインを描く時には、縦軸の値よりもラインの傾きを正確に聞き取ることに重点を置いた。

b. インタビュー内容のカテゴリー化

対象者に描いてもらったラインの傾きの変化をもとに実施したインタビューにて得られた音声データについて逐語録を作成した。さらにラインと照らし合わせながら、逐語録を繰り返し読み全体を把握した上で、佐藤（2008）の方法を参考にラインの傾きが変化した理由に関する記述をコーディングした。コーディングに際し、「犯罪行動傾向」が上昇・下降に関わる要因のコードとそれにもとづくサブカテゴリーは、既存の犯罪社会学の理論を用いないで作成し（感受概念）、カテゴリーについては、犯罪社会学の理論に当てはまるかどうかを判断し、当てはまる場合はその用語を用い（限定概念）、当てはまらない場合は感受概念にもとづき作成することで整理・分析した。また分析した結果について客観性を持たせるため、質的研究に精通した教員からスーパーバイズを受けた。加えて、対象者と所属する事業所の担当支援員に分析結果を示すことにより、修正等の有無を確認し、分析の精度を担保する配慮を行った。ここで、コーディングした結果について、カテゴリーを【 】, サブカテゴリーを〈 〉, コードを「 】, さらにインタビューした際の対象者の言葉を『 』で示した。

研究の進め方 2 (図 1) : 「犯罪予防」の可能性探索

図 1 の研究の進め方 2 の調査として、犯罪を起こした障がい者を雇用する事業所や企業への聞き取りを行い、犯罪予防に必要な項目や障がい者雇用に対する考え方の変化、犯罪を起こした障がい者を雇用するために必要な要因等を明らかにする。

(1) 対象者

今回のインタビュー調査の対象は、当事者を就労受け入れしている福祉的事業所および企業（以後、調査対象団体という）である。その選定基準は、触法障がい者支援に関する講演会やシンポジウム等で複数回以上登壇した実績のある福祉的事業所および企業を中心に選定した。つまり、当事者を就労受け入れしている実績としては、現状の日本においてトップレベルの福祉的事業所および企業であり、これらの団体の活動をもとに本論文における調査結果の妥当性を実証することは的確であると考えたからである。

表 3. 調査対象団体の種別と仕事の内容

	就労受け入れ先の種別	仕事の内容
一般就労	一般企業	建設業
	一般企業	サービス業
福祉的就労	就労継続支援A型事業所	サービス業
	就労継続支援A型事業所	サービス業
	就労継続支援B型事業所	清掃
	就労継続支援B型事業所	農業
	障害者就業・生活支援センター	清掃

調査対象団体を表3に示す。内訳は一般企業が2ヶ所（建設業、サービス業：各1ヶ所）、福祉的事業所が4か所（就労継続支援A型事業所：2ヶ所、同B型事業所2ヶ所、障害者就業・生活支援センター：1ヶ所）の合計7ヶ所である。調査対象団体の所在地は、関東と関西地方の中核都市および政令指定都市である。また、インタビュー調査の相手は、当事者を受け入れる際の決裁者である管理者とした。

(2) 調査・解析方法

①インタビューガイド

当事者の就労を受け入れる際、継続して就労を可能とし、当事者を犯罪志向から離脱させるの過程について、就労受け入れ事業所および企業の管理者に対し、インタビューガイドとして、以下を用いた。

Q1：「あなたの会社・事業所において、当事者を就労受け入れするきっかけとなった出来事やその時にどのような思いで受け入れしたか教えてください。」

Q2：「あなたの会社・事業所において、当事者が犯罪から離脱し、就労を継続できるためにどのような対応をしているか教えてください。」

の2点について聞き取った。

インタビュー時間は、1か所あたり1.5～2時間で、インタビューの内容は、対象者である管理者の了解を得てICレコーダーに録音した。

②解析方法

インタビュー結果の解析については、前頁と同様に録音した内容を逐語録に起こし、逐語録を繰り返し読み全体を把握した上で、佐藤（2008）の方法を参考にコーディングを行い、カテゴリー化した。また分析した結果について客観性を持たせるため、質的研究に精通した教員からスーパーバイズを受けた。加えて、対象者に分析結果を示すことにより、修正等の有無を確認し、分析の精度を担保する配慮を行った。コーディングした結果について、カテゴリーを【 】, サブカテゴリーを〈 〉, コードを「 】, さらにインタビューした際の対象者の言葉を『 』で示した。

2. 量的調査（架空事例を用いたビニエット法）

研究の進め方3（図1）：受け入れ事業所の課題の明確化

犯罪を起こした知的障がい者を受け入れている福祉事業所の現場職員に対する質問紙調査を行い、実際に現場で支援する上での課題や要望を抽出する。

(1) 調査対象

当事者の就労の受け入れに最も関わりが強い場所として、福祉的就労を行っている事業所（就労移行支援、就労継続A型、就労継続B型）と考え、現場の支援員の意識を調査した。そして、WAM-NET^{*})を用いて、各都道府県にある福祉事業所等の数に応じて按分し、無作為に抽出し、

総数 408 ヶ所を選定した。その内訳は、就労移行支援：264 ヶ所、就労継続A型：237 ヶ所、就労継続B型：266 ヶ所である。そして、各事業所には 2 通の質問紙（無記名式）を同封し、総数で 816 通の質問紙を全国に配布した。

- *) WAM-NET（ワムネット）は、福祉・保健・医療に関する制度・施策やその取り組み状況などに関する情報をわかりやすく提供することにより、福祉と医療を支援する総合情報提供サイトである。

(2) 調査・解析方法

①質問紙の特徴 —ビニエツト法—

調査には架空事例を用いたビニエツト法を用いた質問紙法を採用した。ここで、ビニエツト法とは、回答者に具体的な事例を読ませて、その上で質問に回答してもらう方法である。ビニエツト法の利点は、プライバシーが侵害されないため倫理的なジレンマが少ないこと、フォーカスされたリサーチクエスチョンに対して、多数の集団に実施でき多量のデータを得られること、直接的に見解を尋ねる質問に比べて回答者の抵抗感が少なく、答えにくい内容についても回答が得られやすいこと、回答者によって想起される場面を、ある程度一定にコントロールすることも可能である方法であること、が挙げられる（北野 2002）。

従来のアンケートでは、犯罪を起こした障がい者の受け入れについて調査する場合、「犯罪」の中身を限定せずに、「触法」という一括りにして質問することが多かったが、回答者にとって「触法」という言葉から想像するイメージが「万引き」なのか「暴行」なのか統一されているとは限らない。その結果、回答者の「触法」に対するイメージにより回答結果が異なってくると考えられる。そこで、本研究では、知的障がい者が起こした犯罪により、就労の受け入れに対する意識が異なると考え、具体的にイメージしやすくするビニエツトを作成し用いた。ビニエツトは、3つの犯罪の架空事例（窃盗、傷害、売春（風営適正化法違反））とした。これら3つの犯罪を選んだ理由は、知的障がい者における罪名別件数の構成比の多い順に、傷害(23.7%)、窃盗(15.8%)であること、また1年以内の再犯率の点から風営適正化法違反が35.6%で最も多かったからである（染田 2007, 法務省 2013）。

そして、3つのビニエツトは数ヶ所の相談支援事業所の管理者や指導教員の意見を参考に、生い立ちや友人関係、学歴や職歴、支援の状況などを具体的に設定した。また、3つのビニエツトに共通する点として、各ビニエツトに登場する知的障がい者は、再犯を起こしているが、a) 仕事をする能力や意欲があること、b) 犯罪を起こしたことを反省していること、c) 福祉の支援を受けていることとした。その理由は、a) については、就労する上で基本的な仕事を行う能力や意欲は必須であると考えられるからである。真謝（2000）は、養護学校（現、特別支援学校）を卒業した知的障がい者の就労に関し、企業は本人の「働く意欲」を学校や家庭の教育に望んでいると指摘している。また、b) は法務省（2011）のアンケート結果から、刑務所出所者等を雇用する上で協力雇用主・刑務作業契約企業が求めるニーズが最も高かった「社会人としての自覚」を「犯罪を起こしたことへの反省」という言葉に置き換えたこと、c) は当事者を企

業に丸投げすることなく、支援を受けていることで企業に安心感を与えることにつながると考えたからである。このようなビニエットを作成することで、犯罪を起こしたという不利な要因以外はできるだけ通常の知的障がい者と同じ条件とすることにより、犯罪別の違いによる影響を調べるためである。ここで、各ビニエットの具体的な属性を表4に記した。これらにもとづき、3つのビニエットを17ページの図5に示した。

表4. 3つのビニエットにおける個人の属性等

属性		ビニエット1 (窃盗)	ビニエット2 (傷害)	ビニエット3 (売春)
個人属性	性別	男性	男性	女性
	年齢	20代後半	50代前半	20代前半
	学歴	高校卒	中学卒	高校卒
	家族	両親・弟・祖父母	両親・兄	母親
	主な支援者・機関	障害者就業・生活支援センター	兄	親戚
犯罪・就労関連	再犯経験	あり	あり	あり
	犯罪への反省	あり	あり	あり
	就労能力／意欲	あり／あり	あり／あり	あり／あり
	就労経験や資格	パソコン検定 ホームヘルパー2級 レジ経験あり	ビルメンテナンス	和洋裁技術検定

②具体的な質問

質問紙における具体的な質問項目を以下に示す。

- a. 基本属性（回答者の性別・年齢，回答者が所属する事業所等の設立年数，併設する事業所，職員数等），今まで犯罪を起こした知的障がい者（当事者）の就労を受け入れした経験人数
- b. 3つのビニエットに登場する当事者の就労の受け入れの可能性
この質問の回答は、「可能性なし」，「あまり可能性はない」，「やや可能性あり」，「可能性あり」の4件法を用いた。
- c. 3つのビニエットに登場する当事者個人および回答者の所属する事業所で受け入れる際の影響についての評価

ここでは，小林（2009）や国立のぞみの園（2014）の質問紙調査の結果および数ヶ所の相談支援事業所や福祉就労を行っている事業所の職員からの意見を参考に，3つのビニエットに登場する当事者の就労を受け入れする場合，当事者や回答者の所属する事業所に関する以下の10個の質問を設定した。これらの回答は，「そう思わない」，「あまりそう思わない」，「ややそう思う」，「そう思う」の4件法を用いた。

－ 受け入れる際の影響に関する評価項目 －

質問1. 当事者の作業能力は高い

質問2. 当事者は継続して作業ができる

- 質問 3. 当事者の障がい特性について相談できる専門機関との連携がある
- 質問 4. 当事者に適する作業が事業所等にある
- 質問 5. 事業所等として、当事者の起こした犯罪は就労受け入れができる
- 質問 6. 当事者は事業所等の他の利用者に悪影響を及ぼさない
- 質問 7. 当事者は再犯を起こす可能性が低い
- 質問 8. 事業所等の他の利用者は当事者について反対しない
- 質問 9. 当事者は地域社会で受け入れられる
- 質問10. 地域に当事者を受け入れ等ができる事業所等がある

ここで、質問1, 2は当事者の「働く」能力についての問いである。就労を受け入れる福祉的事業所の役割として、就労移行支援では一般就労を目指すため、受け入れる者にはあるレベルの「働く」能力を求めることや就労継続支援においても、特に就労継続A型については、提供するサービスが「通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援」となっており、利用者には一般就労を目指すことのできる「働く」能力を求めると考えられる。また、質問3～8は、当事者の就労を受け入れる事業所の考え方に対する問いである。これにより、就労を受け入れる際の課題が明らかになると考えられる。さらに質問9, 10は当事者が地域で就労生活を送る際の考えを問うものである。

③解析方法

前頁の質問 a については、各項目の回答結果を記述統計により、回答の傾向を把握した。また質問 b～c については、3つのビニエット別に、当事者の就労を受け入れた経験人数が多いほど、当事者の就労の受け入れの可能性が高くなるという仮説のもと、解析は、SPSS Ver. 23 を用いて Kruskal-Wallis 検定を行い、各調査におけるデータの分布の有意差を調べた。その仮説の根拠としては、就労の受け入れに関する調査ではないが、小野ら（2011）によれば、犯罪を起こした知的障がい者を障害者支援施設において、入所の受け入れをする際の困難の程度は、今まで入所を受け入れた経験の有無が有意に影響していることから、就労の受け入れについても同様の影響があると考えたからである。

④倫理的配慮

本研究は筆者が所属する大学に設置されている日本福祉大学倫理委員会の承認を受けて実施した（承認番号：14-21）。また質問紙を送付する際に案内文として、研究の目的の他に調査データの管理と活用について、1. 研究協力者に対する尊厳の尊重、2. 協力者への十分な説明や研究協力に対する自由を保障すること、3. 得られた情報の厳重管理、目的外使用の禁止等、4. 研究結果の公開に際し研究のもたらす社会的・人道的配慮に十分注意する等を説明する書面を同封し、返送を以って同意を得たものとした。

【ビニエット1：窃盗】

Aさん（20代後半、独身）は療育手帳（判定：B2）を所持している軽度の知的障がいのある男性。

家族は、両親と2歳下の弟、母方の祖母の6人家族で裕福ではなかった。小学校は普通学級であったが、中学校は特殊学級、高校は特別支援学校に通った。支援学校卒業後は、専門学校にてパソコン検定とホームヘルパー2級を取得した。卒業後は、スーパーにて簡単な事務処理に就き、当初の勤務態度は真面目であった。しかし、就職後半年後に父親が心筋梗塞により急死、さらに5か月後に母親が交通事故のため死亡し、両親の借金の返済に迫られることとなった。またスーパーにて上司から業務について叱責されて以降、関係がうまくいかず自ら退職した。その後、両親の借金返済のため持ち家を手放し、アパートに住み、近くの木工所で働き始めた。技術習得に励んでいたが、ここでも仕事のやり方が原因で上司との関係が悪くなり退職した。しばらくして、生活が苦しくなり、食料の万引きや無銭飲食を繰り返したことや仲間とともにバイクを盗んだことにより、20代半ばで刑務所に入った。

刑務所を出所後は、保護観察を受けながら、自治体の福祉課を通じて障害者就業・生活支援センターを通して、グループホームの利用につながり生活は安定しつつある。20代後半になり、本人は犯罪を起こしたことについて反省し、将来の自立を考えて、専門学校で得た技術や体力を生かして、就労を目指したいと意欲を持っている。

【ビニエット2：傷害】

Bさん（30代前半、独身）は療育手帳（判定：B2）を所持している軽度の知的障がいのある男性。

家族は、両親と5歳上の兄と4人家族であった。小学校は普通学級、中学校は支援学級に通ったが、その間はひどいいじめを受けた。中学校卒業後は、家具工場に就職して加工技術を習得し、20歳の頃には将来の親方候補となっていた。ある日、暴力団の組長が家具を買いに来た時、組長に勧誘された。普段から暴力団はカッコいいと思っていたので、21歳になる前に工場を辞めて組に入り、家族とは絶縁した。暴力団では他の組との縄張り争いにて傷害事件を起こし1度刑務所に入り、20代後半の時に、兄貴分の身代わりになって2度刑務所に入った（計3回）。しかし、3回目に刑務所から満期出所した際に組長から破門にされ、ホームレスとなった。その後、住居侵入罪で逮捕・起訴され2年間刑務所に入った。

刑務所を出所した後は、絶縁状態だった本人の兄が後見人となり、実家にて生活を送ることになった。しばらくは暴力団から嫌がらせがあったものの、地元の職業訓練所にてビルメンテナンスの技能を1年間かけて習得した。30代になり、将来の自立を考えて、家具工場や職業訓練所で得た技術や体力を生かして就労を目指している。今では、元の暴力団との関係も切れ、本人は犯罪を起こしたことを反省している。

【ビニエット3：売春】

Cさん（20代前半、独身）は療育手帳（判定：B2）を所持している軽度の知的障がいのある女性。

家族は母親との2人家族であった。幼少期に両親が離婚したため父親とは離れて暮らしている。父親からの養育費は滞ることが多く、家計は苦しかった。母親は収入を得るため、昼夜働き続けた。そのためCさんは幼少期から母親と触れ合う時間が少なく食事也十分に与えられなかった。小・中学校は普通学級であったが、勉強ができず同級生からのいじめを受けた。高校は特別支援学校へ通い、卒業後は服飾関係に興味があったため、専門学校（家政科：和洋裁）に入学した。授業には真面目に出席していたが、しばらくして専門学校の同級生に連れられ、たびたび夜の繁華街に遊びに行くようになった。ある日、一人で繁華街に行った時、50歳前後の男性に声をかけられホテルに連れて行かれ3万円を受け取った。その後、Cさんは半年以上の間、月に数回、夜の繁華街にて男性に声をかけ、現金をもらい一夜を過ごす行為を続け、専門学校は休みがちになった。ある夜、警官から職務質問され、売春防止法に基づく補導処分となったが、その後もたびたび「売春」を繰り返し、数回補導された。

しばらくして母親が過労のため心臓の病で倒れて働けなくなったため、Cさんは親戚の援助を得て専門学校に通い、和・洋裁技術検定に合格し専門学校を卒業した。母親が働けなくなり、就労したいと考えている。仕事の幅を広げるためパソコンも勉強し、就労する意欲は高い。現在、Cさんは犯罪を起こしたことを反省している。

図5. 質問紙調査にて用いた3つのビニエット

V. 結果

研究の進め方1：当事者のニーズ把握

1. 3つのラインの傾きとその組み合わせにもとづく犯罪要因の特徴

対象者11名（今回の調査は5名）の中で子どもの頃に虐待を受けた者は4名、いじめを受けていたものは5名であった。図6-1、6-2に11名の対象者のラインを示した。複数回のインタビューにおいて、毎回の発言は一貫しており食い違いはほとんどなかった。また対象者の担当支援員へ確認した結果、コーディングの内容について誤りはほぼなかった。11名は現在、福祉的就労を含めて全員が就労中もしくは就労訓練中であり、今までの職歴に関し、G氏、I氏、J氏、K氏以外は複数回の転職経験があった。また出生時にひとり親であった者はいなかった。

ラインの形状に関しては、F氏のように犯罪を起こした年齢がここ数年前のみである者以外は「犯罪行動傾向」のラインが学校期から上昇し、それと同時に「生活の楽しさ」と「暮らし向き」のラインが複雑に変化しており、11名のラインを特徴的な形状に分類はできなかった。また、幼少期において、「生活の楽しさ」が最低レベルにある者はA氏とG氏、「暮らし向き」が最低レベルにある者はE氏のみで、他の者は普通レベル以上であった。そして、逮捕歴はB氏、G氏、I氏、K氏は1回であったが、他の者は複数回あった。

次に、3本のラインの変化の傾向の関連を調べるため、「犯罪行動傾向」、「生活の楽しさ」、「暮らし向き」のラインの形状が変化する傾向の組み合わせの数を表5にまとめた。この表の見方は、ラインの縦軸には3本のラインの形状が、それぞれ上昇する期間（↑）、下降する期間（↓）、変化しない期間（→）に当てはまる組み合わせ（全27通り）に分け、各組み合わせについて11名の対象者のラインで見られた数の合計を示している。例えば、行番号1は「犯罪行動傾向」が上昇、「生活の楽しさ」が一定、「暮らし向き」が一定の組み合わせを示し、この組み合わせはC氏のラインに1回見られることを示している。

表5を見ると、27通りの組み合わせの総数は82回であり、「犯罪行動傾向」が上昇（↑）する組み合わせが31回、下降（↓）が22回、変化なし（→）が29回であった。また傾きの組み合わせで多いものは、（犯罪行動傾向、生活の楽しさ、暮らし向き）が、（↑、↑、→）が10回、（↑、↓、↓）が8回、（↓、↑、↑）が9回であった。この結果から、「犯罪行動傾向」が上昇する際、「生活の楽しさ」が上昇する場合と下降する場合という全く逆の組み合わせがあることが明らかになった。また、「生活の楽しさ」が変化なし（→）の場合、「犯罪行動傾向」が上昇（↑）する組み合わせは2回（行番号1, 3）見られたが、「暮らし向き」が変化なし（→）の場合、「犯罪行動傾向」が上昇（↑）する組み合わせは16回（行番号1, 4, 7）見られた。よって、「暮らし向き」の変化よりも「生活の楽しさ」の変化の方が犯罪行動傾向の上昇に影響が大きいと考えられた。

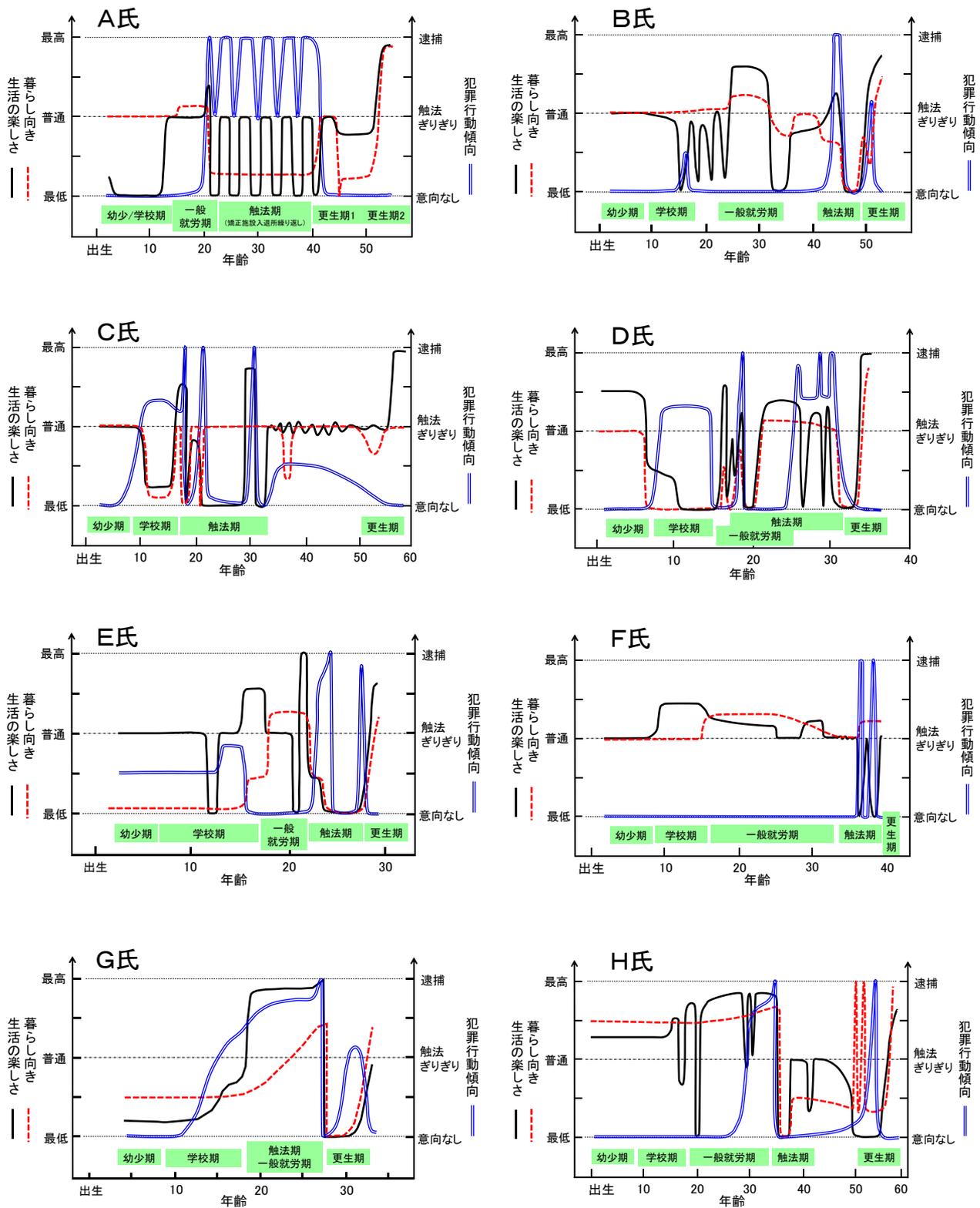


図6-1. インタビューした11名のライン形状 (A氏～H氏；8人分)

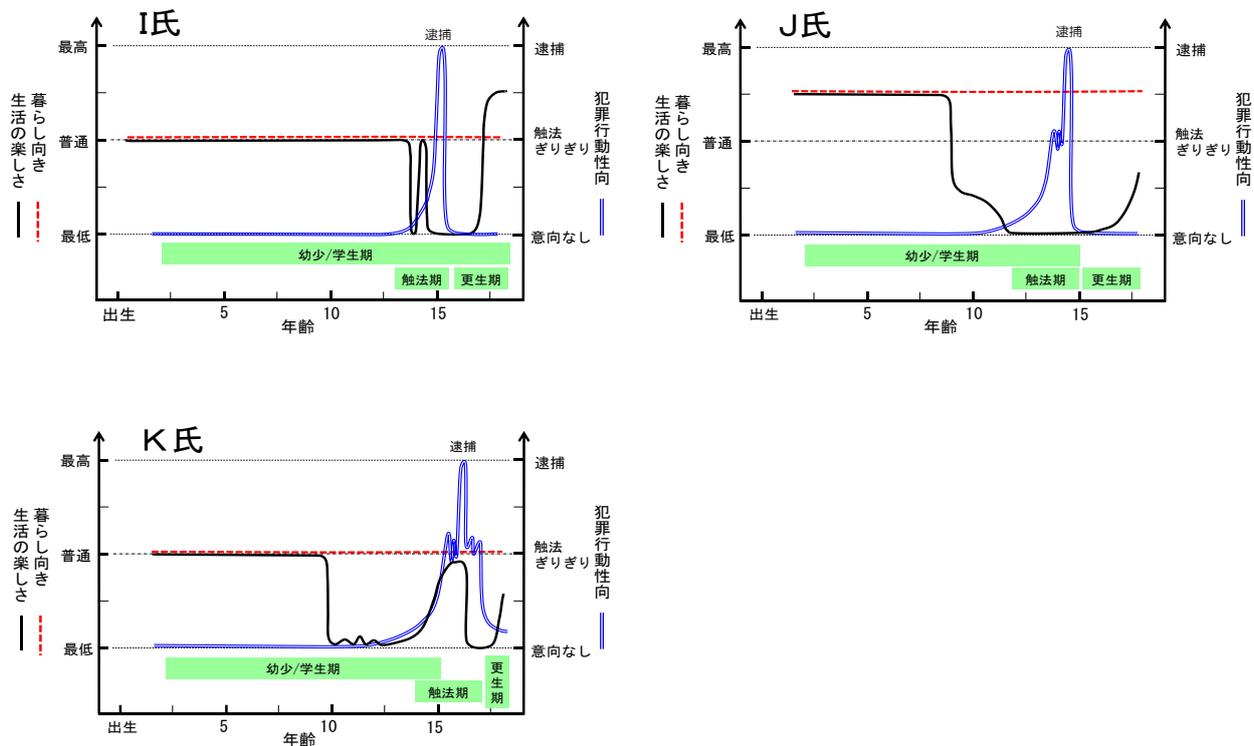


図6-2. インタビューした11名のライン形状（I氏～K氏；3人分）

(1) 犯罪行動傾向：上昇（↑），生活の楽しさ：上昇（↑）

この組み合わせの総数は16である（表5：行番号4～6参照）。そしてカテゴリーを6個，サブカテゴリーを7個，「犯罪行動傾向」が上昇・下降する要因に関わるコードを23個抽出した（表6-1参照）。ここでは本人の語りの要約のカテゴリーとして個人因子が環境因子よりも多く見られた。

個人因子におけるカテゴリーとして，【優越感の誇示】，【自己中心的な考え】，【衝動的行動】，【破壊的暴力への尊敬】が抽出され，これらが生活の楽しさを感じさせていることが伺えた。【優越感の誇示】ではサブカテゴリーとして《自分の強さの発見》が見られ，対象者が自分の能力が活かせる仕事に就いた時や自分が人よりも勝っていると感じた時に現れやすいことがわかった。例えば，B氏はパソコンが好きで，普通に操作ができる能力を持っていたため，警備員の職にもかかわらず，犯罪と意識しつつ職場のパソコンを盗んで自宅でデータ書き換えやソフトの更新を行った。また，G氏も〈おとなしく弱そうな同僚に対し，同僚のせいだ怪我をした振りをして半年間恐喝を繰り返した〉とあり，罪の意識を感じながら自分の優越感に浸ってしまった。また【自己中心的な考え】では〈盗みをする時，バレたらどうしようとは全然思わない。証拠がないから大丈夫だと思っていた〉という根拠のない自信をもっていることが多かった。本人は悪い事をしているという認識はあるが，捕まった後にどう処分されるのかについての認識が抜

表5. 3つのラインの形状変化の組み合わせとその総数

行番号	ライフ・ラインの縦軸			対象者(11名)											縦軸の 組み合わせごとの 総数	
	犯罪行動 傾向	生活の 楽しさ	暮らし 向き	A	B	C	D*	E	F	G*	H	I*	J*	K*		
1			→			1									1	
2	犯罪 行動 傾向	→	↗												0	
3			↘			1									1	
4			→	→	2	1	2	2			1	1			1	10
5	上昇	↗	↗	↗		1		1			2				4	
6			↘	↘		1			1						2	
7			→	→						2			1	2		5
8	犯罪 行動 傾向	↘	↗												0	
9			↘	↘			2	2	2			2			8	
10			→	→			1						1	1	1	4
11	犯罪 行動 傾向	→	↗												0	
12			↘	↘											0	
13			→	→			1			1			1		1	4
14	下降	↘	↗	↗	1		1	2	2	1	1	1			9	
15			↘	↘											0	
16			→	→											1	1
17	犯罪 行動 傾向	↘	↗												0	
18			↘	↘		1	1				1	1			4	
19			→	→		1		1		2		1	1	1	2	9
20	犯罪 行動 傾向	→	↗												0	
21			↘	↘											0	
22			→	→	1	1			1	1		1	1	1		7
23	一定	→	↗	↗	1	1		1							3	
24			↘	↘						1					1	1
25			→	→					2			1				3
26	犯罪 行動 傾向	↘	↗					1	1						2	
27			↘	↘	1	1			1	1						4
合計				6	8	10	9	10	10	5	8	5	5	6	82	

け落ちている。さらに《自分の欲望を最優先させたい気持ち》について、C氏は〈女の子に憧れていたの、雇用主の娘の部屋に忍び込み、騒がれたためナイフで刺した〉ことへの言葉として、『最初は頑張るぞって思ったんですけど、女の子に憧れてたんで……』と言い、犯罪という意識は薄れて自分の欲望を優先させた。さらに【衝動的行動】では、〈自分の中でストレスが溜まっていることが分からなかった〉や〈ストレスを回避する適切な方法についての意識が乏しかった〉という《ストレスの感覚や発散方法の欠如》が特徴的であった。これは本人に加えて本研究の結

果の確認作業において担当支援員からも多く聞かれた内容である。G氏の担当支援員によれば、犯罪を起こす時のきっかけの一つとしてストレスがあるが、本人にはそれが何であるのか理解できず、もしくはストレスがあることも分からない状態であるとの意見であった。また〈出所後の解放感と陽気のせいで気持ちが軽くなり強盗を犯した〉についてC氏は『（刑務所が）長かった分、開放感があって直ぐアカンようになりましたね。お金の困ると、歩いてる人に声をよう掛けんから、どうしてもブスッといってしまう……』と言い、刑務所内で受けたストレスから解放されたことが次の犯罪に結びついてしまったことを述べた。その他には暴力団に入る時の気持ちを述べた《反社会的組織への憧れ》も見られた。

また、環境因子では【ちょうどいい標的の存在】と【役に立つ監視者の不在】が挙げられた。【ちょうどいい標的の存在】では、B氏の〈夜間の警備の仕事で全ての部屋の鍵をもっていたので、全ての部屋に入ることができた〉が示すように、本人の嗜好する行為とそれを試すことができる業務や職場環境が一致したことが犯罪のきっかけの一つになっている。また【役に立つ監視者の不在】では、〈刑務所という常時監視された閉鎖空間と普通の暮らしとのギャップを感じた〉という語りがあった。そのギャップが〈出所後の解放感と陽気のせいで気持ちが軽くなり強盗を犯した〉ことに至ってしまった。

(2) 犯罪行動傾向：上昇 (↑) ， 生活の楽しさ：下降 (↓)

この組み合わせの総数は13であり（表5：行番号7～9参照），そしてカテゴリーを4個，サブカテゴリーを7個，「犯罪行動傾向」が上昇・下降する要因に関わるコードを23個抽出した（表6-1参照）。ここでのコードは個人因子と環境因子とがほぼ同数となった。

個人因子では【金銭的不自由への不安】が挙げられ、遊ぶ金や金銭管理ができないことから現金等を盗んだ旨の内容がコードに多く見られ、対象者のほとんどの人が経験していることが示された。また【自己コントロール不足】では、《不適切なストレス発散方法》が見られ、前項の《ストレスの感覚や発散方法の欠如》と異なり、ここではストレスの感覚はあることがわかった。

また、環境因子では【愛着の不足】と【スティグマからの衝動】が挙げられ、《家族との不仲から起こる反発》や《保身のための犯罪行為》，《信頼できる人や自分を信じてくれる人の不在》，《組織から外された疎外感》が見られた。E氏の場合、〈犯罪を起こしてはいけないと知ってはいるけれど、寂しさ・不安などから逃れたい気持ちに気付いて欲しいと思って万引きをした〉とあり、本人から周囲に相談できず犯罪と言う形でSOSを発信するしか方法は無かった。またF氏は『他のホームの利用者さんに仲間外れ的感覺みたいに言われたことがあって、それでいららして、で帰って来てすぐに近くのスーパーに行って、また再び犯罪を起こしちゃったんですよ』と言い、ホームから疎外された感覚が即、犯罪に結びついてしまった。

(3) 犯罪行動傾向：下降 (↓) ， 生活の楽しさ：上昇 (↑)

この組み合わせの総数は11であり（表5：行番号13～15参照），カテゴリーを3個，サブカテゴリーを4個，「犯罪行動傾向」が上昇・下降する要因に関わるコードを14個抽出した（表6-2参照）。

個人因子では【将来の目標の自覚】，環境因子では【愛着の充足】が挙げられ，これらが「犯罪行動傾向」を下げることに繋がったと思われる．E氏は『あんな事はやっちゃいけないし，ちゃんと目標もあるので……（中略），生活相談員，支援員になるとか，ちゃんと目標があれば，そういう歯止めも効くんだなって今，凄く実感しています』と《自分自身への期待》を持つことで犯罪から離脱できていた．さらに『世の中の人って，障がい者が本当にこういうことをするのって実際分かんないじゃないですか．そういう機会があったら，僕，しゃべりたいなって思って，こうやってしゃべれる人たちがどんどん発表してもいいのかなって思って……』と述べて，自分の経験をもとに世の中に犯罪を起こした障がい者の実態を啓蒙する意思を表し，自分自身も成長しようとする姿が見られた．またD氏は以下の様に述べて《家族への愛情》を示した．『兄ちゃんここに迷惑かかるし，結婚したばかりやし，これ以上，迷惑かけたらアカンと思って……（中略），これでもう一回，やり直せる，兄ちゃんこの甥っ子・姪っ子が生まれて，これ以上，悪い事をすると，甥っ子たちに僕がやられたいじめが起きると思って，アカンって思って…（中略），これで，立ち直れるように，もう，悪さしない様に甘い気持ちも無くして，親にも親孝行しないといかんあ……』．そして，J氏は，就労のための訓練を通じ，コミュニケーションとして自分がある程度さらけ出すことの経験を積んでいく中で，親への感謝の言葉として『家族にもちゃんと言いたいこととか，普通に「好きだよ．」とか言えなかったことでも言える』と言えるようになった．

(4) 犯罪行動傾向：下降（√），生活の楽しさ：下降（√）

この組み合わせの総数は4であり（表5：行番号16～18参照），カテゴリーを1個，サブカテゴリーを1個，「犯罪行動傾向」が上昇・下降する要因に関わるコードを3個抽出した（表6-2参照）．

この組み合わせに当てはまるほとんどは，逮捕されたことにより「犯罪行動傾向」と「生活の楽しさ」が下降した場合である．ここでのカテゴリーは個人因子の【自分の言動への後悔】が抽出された．A氏は所属していた反社会組織の人間の身代わりになって収監されていたが，出所した途端に組織から破門された．自分が組織に必要な人間であることを告げられ，A氏は《信じていた組織からの裏切りによる失望感》から〈こんな道は止めよう，真面目に堅気で働いた方がよっぽどいいと思った〉ことで，犯罪志向から離脱するきっかけとなった．

表6-1. 犯罪行動傾向の上昇・下降に関わる記述的要因 (1)

ラインの縦軸		因子	犯罪行動傾向が上昇・下降する要因に関するコーディング		
犯罪行動傾向	生活の楽しさ		カテゴリー	サブカテゴリー	コード
上昇 ↑		個人因子	・優越感の誇示	・自分の強み・強さの発見	・パソコンが特技なので、パソコンを自宅に持ち帰り勝手にデータ書き換えしたりした。 ・おとなしく弱そうな同僚をターゲットにして、同僚のせいだ怪我をした振りをして半年間恐喝を繰り返した。
			・自己中心的な考え	・犯罪を起こしても見つからないという甘い考え	・原付の運転の感覚が楽しくて、街で鍵がさしたままの原付が多くあり盗んでしまった。 ・最初はバイクを盗んでも隠し通せると思っていたが、取調室では素直に罪を認めた。 ・警察に捕まったらどうなるかの考えが抜けていたため、そのまま犯罪を起こしてしまった。 ・盗みをする時にはバレたらどうしようとは全然思わない。証拠がないから大丈夫だと思っていた。
			・衝動的行動	・自分の欲望を最優先させたい気持ち	・自分の欲しいものが見て、最初は「盗ってダメだ」と言う感覚があったがそのうち「バレないや」と思うようになって盗んでいた。 ・自分の欲しいものが目の前にあると、欲しいと思いつい盗んでしまった。 ・天気の良い日などには無断欠勤して遊びに行ってしまうことがあった。
			・破壊的暴力への尊敬	・ストレスの感覚の欠如	・女の子に憧れており、雇用主の娘の部屋に忍び込み、騒がれたためナイフで刺した。 ・本人の中でストレスが溜まっていることが分からなかった。 ・ストレスを回避する適切な方法についての意識が乏しかった。 . .
		環境因子	・破壊的暴力への尊敬	・反社会的組織への憧れ	・カッコいいと思っている反社会的組織で兄貴分の身代わりで刑務所へ収監された。
			・ちょうどいい標的の存在	・欲望を満たすのに都合の良い職場	・自分の特技であるパソコン操作にてある程度の権限を与えられた。 ・弱くて金払いのよさそうな同僚を見つけた。 ・夜間の警備の仕事で全ての部屋の鍵をもっていたので、全ての部屋に入ることができた。 ・刑務所という常時監視された閉鎖空間と普通の暮らしとのギャップを感じた。 ・出所後の解放感と陽気のせいであつちが軽くなり強盗を犯した。
上昇 ↑		個人因子	・金銭的不自由への不安	・金銭や遊興物への欲求	・遊ぶ金欲しさに父親の財布から現金を盗んでしまった。 ・小学校の時に生活保護になり、ゲームを買ってもらえず友達のゲームを盗んだ。 ・遊ぶ金が足らなくなり、会社役員の友人のキャッシュカードから現金を引き出していた。 ・家出するとお金に困るから、歩いている人に強盗目的でナイフで怪我をさせてしまった。 ・金銭管理ができず、小遣いが足らなくなってしまった時、同僚の財布から現金を盗んだ。 ・企業を退職してからはパートを転々として金がなくなると万引きを繰り返して、逮捕された。 ・正社員から派遣社員になり、金銭的に苦しくなって、通帳詐欺を犯してしまった。 ・たまたま女性の下着が目につき、誰も見ていないと思って咄嗟に盗んでしまった。 ・自分でギャンブルを抑えることができず、それが犯罪につながった。 ・現実の自分の未熟さが浮きぼりになり、犯罪を起こしてしまった。
			・自己コントロール不足	・不適切なストレス発散方法	
			・愛着の不足	・家族との不仲から起こる反発	・家族との仲が悪くなり、食事も作ってもらえず、万引きをしていた。 ・金融会社を騙して融資を受けようとして、伯父の保険証を盗んだ。 ・父親への反発として犯罪を起こしてしまったこともあった。 ・自分だけが家族と仲が悪く、親から「家のこともやらないのだったら出て行け」と言われプチ切れて家出してしまった。 ・高校に行きたかったのに無理やり働かせられたことが犯罪の要因の一つだった。 ・身内からの虐待を避けるため、万引きした物を差し出して喜ばせていた。 ・出所して入ったグループホームにて信頼できる人がいなくて自分の居場所ではないと思いつき、無銭飲食を繰り返した。 ・体と感情がぐちゃぐちゃで誰も止めてくれる人はいなかった。 ・万引きする時には、「どうなってもいいか、もう自分の人生なんだから」と思ってしまった。 ・犯罪を起こしてはいけないと知ってはいるけれど、寂しさ・不安などから逃れたい気持ちに駆られて欲しいと思って万引きをした。 ・学校でいじめに合っていた時、楽しみもなく万引きしていたことがあった。 ・母親が家出をして孤独感から心に余裕がなくなり、火遊びをするようになり、衝動的に女性に抱きついてしまった。
下降 ↓		環境因子	・信頼できる人や自分を信じてくれる人の不在	・保身のための犯罪行為	・他の利用者からレッテルを貼られ仲間外れにされ、いらいらしてに万引きをしてしまった。
			・スティグマからの衝動	・組織から外された疎外感	

表6-2. 犯罪行動傾向の上昇・下降に関わる記述的要因（2）

ラインの縦軸		犯罪行動傾向が上昇・下降する要因に関するコーディング			
犯罪行動傾向	生活の楽しさ	因子	カテゴリー	サブカテゴリー	コード
		上昇 ↓ 下降 ↓	個人因子	・将来の目標の自覚	・自分自身への期待
環境因子	・愛着の充足		・家族への愛情	・母親も亡くなり、自分もいつまでもアホなことしてられんと思う気持ちが強くなっていった。 ・悪いことをしようと思う時、甥っ子や姪っ子のことを思い出してかき消すことができた。 ・彼女ができ、もし結婚して幸せな家庭を持てば、親兄弟に恩を返すことができると思った。 ・保釈金の返済は、自分が働く姿を見せるという「気持ち」で返済しようと思った。 ・家族に対して普通に「好きだよ」と言えるようになった。	
環境因子	・支援者への感謝		・友人からの支え ・支援を受けた経験	・自殺すると友人に言ったら「今度そんなことを言ったらぶっ飛ばすぞ」と言われ、真剣に止められた。 ・定着センターが介入してくれたため自分は救われた。 ・出所した時、今まで絶縁状態の身内が現れて反社会組織から自分を囲まってくれた。 ・自分のことを全く知らない人が親切にも泊まる部屋を提供してくれた。 ・仕事で嫌なことが合った時、「今日、嫌なことがあったから、明日は仕事に行きたくない」と自分の意思をさらけ出せる支援員がいる。	
環境因子	・自分の言動への後悔	・信じていた組織からの裏切りによる 失望感からの改心	・出所した途端に「お前みたいは関係ないから出て行け！破門した！」と言われた。 ・何のために俺は兄貴のために懲役6ヶ月も行かなくなかったのかと思った。 ・こんな道は止めどころ、真面目に堅気で働いた方がよっぽどいいと思った。		

研究の進め方 2（図 1）：「犯罪予防」の可能性探索

1. Q1:「当事者を就労受け入れするきっかけとなった出来事やその時にどのような思いで受け入れしたか」についての結果

Q1に関するインタビュー調査について、コーディングを行った結果を表7に示す。表7は、当事者を就労受け入れを行うきっかけとなった出来事やその時に感じた思いについて聞き取った内容をまとめた。このインタビューにて、4つのカテゴリーと5つのサブカテゴリーが得られた。

まず、【支援者の経験に基づく支援の思い】において、一般企業では、〈支援者が昔、悪事をしてきたことへの償い〉が得られ、管理者は若い頃に社会に対して行っていた悪事（暴走行為や反社会的行動など）を反省する中で、当事者支援ことにより社会に対する贖罪としていた。また〈当事者の能力を活かす使命感〉では、企業経営者として人材育成を行う意思が伝わってくる。また福祉事業所では、〈福祉に関わる者がもつ当事者への共感力〉が得られ、「自分も当事者と同様に犯罪者になっていたかもしれない」と述べているが、「全てを賭けて支援をすることまではせず無理はしない」が示すように、冷静な判断を示していた。また【現状の就労受け入れの改革】では、一般企業のみから発言があり、〈日常生活に必要な教育の提供〉が得られ、当事者には就労する場所だけでなく、「住む場所と道徳観を身に付ける中間的な場所」において、世の中にも受け入れられるための教育の必要性が述べられていた。また〈企業出身者が福祉施設にて支援を行う意義〉では、当事者にグループホームに住み続けてもらうために、職員には「福祉出身以外の人」や「サービス業経験者でかつ対人スキルの高い人」が必要と述べ、企業

における業務の進め方やお客様志向が身に付いている人の必要性を指摘していた。また、一般企業と福祉事業所共に【当事者の再犯予防】の重要性を指摘していた。そして、一般企業と福祉事業所共に【外部からの就労受け入れの働きかけ】がきっかけとなっていたが、「やり方は全て任された」、「就労受け入れが上手くいくと更に刑務所からの依頼が増えた」ように、最初は試行錯誤しながら徐々に実績を積み上げていった。

表 7. リサーチクエスチョン 1 (Q1) に関わる記述的要因

カテゴリー	サブカテゴリー	コード	
支援者の辛い経験がもとになった当事者支援	一般企業	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者が昔、悪事をしてきたことへの償い ・当事者の能力を活かす使命感 	<ul style="list-style-type: none"> ・若い頃に不良行為・反社会行動をしていたことへの反省がある。 ・親や社会に対する懺悔の気持ちを持っている。 ・以前は、犯罪を起こした者を憎んでばかりいた。 ・このままではもったいない。当事者は社会の戦力になれる。 ・まずはともあれ当事者を雇用してみようと思うことが重要だ。
	福祉事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関わる者がもつ当事者への共感力 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者は助けられるどころか逆に踏みつけられていたたまれない。 ・本人が悪くないこともあるのになぜ助けられないのかと考えてしまう。 ・子どもの頃から障がい者が周りにいて偏見は無かった。 ・事業所内の仕事はできると思い受け入れた。 ・自分も当事者と同様に犯罪者になっていたかもしれないと共感する。
現状の就労受け入れの改革	一般企業	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な教育の提供 ・企業出身者が福祉施設にて支援を行う意義 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣を社会の中で徹底的に治す場所が必要である。 ・住む場所と道徳観を身に付ける中間的な場所が必要である。 ・自分の友人で少年院を出た後で更生した者は皆無であり、何とかしないといけないと思った。 ・一番大事なのは仕事。仕事をするからこそ安定した生活ができる。 ・当事者を働く「エース」に育てるためには企業の中で支援するべき。 ・当事者を支援するためには納期感覚をもった企業人が必要である。 ・グループホームの職員には福祉出身以外の人に任せている。 ・当事者にグループホームに居続けてもらうため、職員にはサービス業経験者でかつ対人スキルの高い人が必要。 ・更生できそうなものへの目利きがある。
	福祉事業所	—	—
当事者の再犯予防	一般企業	—	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が犯罪を起こすことが無ければ被害者も出ない。 ・犯罪を起こした者への怒りだけでは世の中変わらない。
	福祉事業所	—	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいがあっても本人の役割である仕事がないと再犯してしまう。
外部からの就労受け入れの働きかけ	一般企業	—	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪防止プロジェクトへ参加して欲しいと誘われた。 ・自分が思い描いていた中間的施設と共同で起業することになった。 ・就労受け入れが上手くいくと更に刑務所からの依頼が増えた。
	福祉事業所	—	<ul style="list-style-type: none"> ・行政から当事者を支援するように依頼され、やり方は全て任されたので好きなやり方で支援することができた。

2. Q2:「あなたの会社・事業所において、当事者が就労を継続するためにどのような対応をしているか」についての結果

Q2に関するインタビュー調査について、コーディングを行った結果を表8に示す。表8は、当事者の就労受け入れを行う会社・事業所において、当事者が就労を継続するためにどのような対応をしているかについて聞き取った内容をまとめた。このインタビューにて、3つのカテゴリーと12のサブカテゴリーが得られた。

まず【チーム支援の必要性】については、一般企業の管理者からは〈アウトリーチ型人材派

遣と企業チームとの連携〉が得られた。これは、当事者を雇用する意思のある企業がチームを組み、その中で人材派遣の担当企業が各企業の雇用したい人材の条件を集め、矯正施設に働きかけ、当事者の志向や能力に応じて条件に合う人材を積極的に採用する方法である。また、福祉事業所からは、〈相談支援事業所を中心とした役割の明確化〉、〈司法（特に保護司）との連携〉、〈当事者の詳細な行動等の情報の早期共有化〉の3つが挙げられた。ここでのポイントは、相談支援事業所を中心にした「日中事業所系、グループホーム、保護司、定着支援センター、行政などの機関に役割を担ってもらう」チーム支援であった。そして、特に再犯予防に関しては、保護司に代表される専門家に役割を担ってもらうことで福祉職は福祉として本来果たすべき職務に専念できる安心感が得られることであった。さらに当事者の様子について、細かい変化に関する情報も関係者に即日に展開することが重要であることであった。次に、【当事者の居場所としての職場】については、一般企業の〈当事者に合わせた成功例の与え方〉や福祉事業所の〈自己有用感を感じられる仕事〉のように、両者とも仕事を通して当事者をエンパワメントする意図が感じられた。その上で、一般企業は、「仕事のレベルを高くして、本人にとって意味を持った忙しさを与えなければならない」や「お前は世の中のエースだから悪い事をしている場合ではない」というように当事者の就労能力をできるだけ活かせることを指向している。それに対して、福祉事業所は、「職場で仲間たちと一体感」や「コミュニケーション」、「能力アップを無理強いしない」ように当事者が事業所で働き続けられる施策を重視していることが伺えた。そして、一般企業のみ得られた【当事者の再教育する場の必要性】については、〈企業就労を継続させるための「中間的施設」の設置〉のように、企業就労前や就労中の当事者に対し、本人の生活に合わせマンツーマン教育により、今までの生活の振り返りや社会で生活する上の規則や教養を教える機関の必要性を指摘していた。一般企業の管理者の一人は、矯正施設を出所した者を受け入れているが、『まずは人間の基盤を作らないといけない。彼らは矯正施設から生きる力なんてないない尽くしで出てくる。お金無い、住む場所無い、教育、愛情不足の子が来るので・・・普段やったら普通は学校教育があつて、家庭教育があつて・・・そもそも家庭崩壊してたりとか虐待経験が多いんで、そこの部分をやっていかんと厳しい。』と述べていた。また、別の企業の管理者は、〈就労を通じた再教育〉により、「社会に恩返しする」ことや、そのために「貯金する」する必要性を述べていた。

表 8. リサーチクエスチョン 2 (Q2) に関わる記述的要因

カテゴリー	サブカテゴリー	コード	
チーム支援の 必要性	一般企業	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ型 人材派遣と企業 チームとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者の最適な就労先を連携企業内で探すことができる。 ・支援を必要とする当事者にオンタイムで就労先をマッチングさせる。 ハローワークのように要支援者を待ってはいない。 ・連携企業の中には就労受け入れた当事者の障がいに関する知識が 乏しく、ケース会議等の対策が必要である。
	福祉事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所を 中心とした役割の 明確化 ・司法(特に保護司) との連携 ・当事者の詳細な 行動等の情報の 早期共有化 	<ul style="list-style-type: none"> ・日中事業所系、グループホーム、保護司、定着支援センター、 行政などの機関に役割を担ってもらう。 ・当事者支援を一つの事業所で受けると、当事者の人生を全て背負う ことになるため、安易に受け取ることが必要である。 ・再犯させない仕事は保護司の役割、事業所は本人の見守りに注力 すればよい旨を伝えられ気が楽になった。 ・執行猶予を付けるためにも司法関係者と協力して更生支援計画を しっかり作ることが重要である。 ・当事者の様子がおかしいと思ったら、同日中に保護司に連絡する。 ・当事者に関する情報は、表情のような細かい情報も含む。 ・当事者支援は職人技に近いので、字面の情報だけでなく、ケース 会議で検討能力を磨く必要がある。
当事者の居場所 としての職場	一般企業	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者に合わせた 成功例の与え方 ・当事者への現状 認識と期待の伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者を就労定着率を上げるためには、仕事のレベルを高くて、 本人にとって意味を持った忙しさを与えなければならない。 ・就労受け入れの成功例が増えれば、受け入れ先に合致した当事者の 依頼が増えて良いスパイラルが生まれる。 ・「お前は世の中のエースだから悪い事をしていない場合ではない」 ことを認識させる。 ・常にコミュニケーションを絶やさずにモチベーションを上げる。 ・今までの成育歴中で欠如した愛情を植え付ける。 ・当事者を受け入れることで職場の雰囲気は一時的に悪化するが、 それを乗り越えることが必要である。
	福祉事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者同士の コミュニケーション の醸成 ・最後まで見捨てる ことのない支援 ・自己有用感を 感じられる仕事 ・ストレスのない仕事 	<ul style="list-style-type: none"> ・決められた仕事が終わればその日は帰宅してもよいので達成感が すぐわかる。 ・職場で仲間たちと一体感を持ち、お互い話ができ受け入れ合う 関係が重要である。 ・支援者は当事者を支援する時に常に同じ指導を続ける必要がある。 その結果、お互いの苦しさを理解しコミュニケーションが増す。 ・事業所の仕事は当事者に任せると、自然にリーダーが生まれて 社会が出来上がる。健康者の社会と同じである。 ・一緒に働いてやり切ったという大変さや「お疲れさん」という 言葉を分かち合える仲間がいる。 ・当事者が逃げたら、再び戻って来られるような支援が必要である。 ・当事者とは1~2年間かけて信頼関係を作ることで、実の親以上の 関係を構築し、その後は親代わりとなって支援する。 ・A型事業所が増えているが、当事者支援に関する支援者の専門性 が追い付いていないため、対策が必要である。 ・長い目で見て最終的には一般就労への道筋を作る必要がある。 ・当事者が役割を見つけられる職場環境を創設する。 ・当事者が普段、大事にしている思いなどに寛容になる。 ・地域住民から仕事に対してお褒めの言葉を頂けている。 ・仕事を通して認められなかった自分のことも認められる気付きが得られる。 ・当事者の性格に適した対応ができています。 ・当事者に能力アップを無理強いしない。
当事者の再教育 する場の必要性	一般企業	<ul style="list-style-type: none"> ・企業就労を継続させ るための「中間的 施設」の設置 ・就労を通じた再教育 ・更生プログラムの 作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業実習とマンツーマン教育を受けさせる施設が必要である。 ・当事者に定期的にカウンセリングを行う施設が必要である。 ・一人ひとりの生活に合わせた支援の方法を考える。 ・障害年金をもらっている人は、自分ができることで良いから社会に 恩返し(納税する、健康になる等)する必要があると教えている。 ・障害年金は社会に恩返しする元となるお金と考え、貯金するように 勧めている。 ・当事者が住み込みで支援を受けるシステムを採用している。 ・当事者を社会的弱者として扱うことを徹底する。 ・支援者側の就労先をマッチングさせ、かつ更生プログラムを作る。 ・当事者に無理をさせないことで就労から逃げることを防ぐ。

研究の進め方3：受け入れ事業所の課題の明確化

1. 回答者の基本属性および所属先の属性

ここでは、回答者の基本属性および所属先の属性の結果を表9に示す。
質問紙の回収率は、26.8%（回収数：219通／配布数：816通）であった。性別は就労移行支援では「男性」が63.1%であったが、就労継続A型と就労継続B型では、「女性」の方の割り合

表9. 回答者の基本属性および所属先の属性（3つの事業種別）

回答者 回答者および 所属事業所等の属性		支援員		
		就労移行支援 n=65	就労継続支援A型 n=52	就労継続支援B型 n=102
性別	男性	63.1%	49.0%	42.2%
	女性	36.9%	51.0%	57.8%
年齢	20代	7.5%	14.8%	8.6%
	30代	46.3%	22.2%	23.8%
	40代	29.9%	25.9%	36.2%
	50代	11.9%	25.9%	17.1%
	60代以上	4.5%	11.1%	14.3%
法人種別	社会福祉法人	36.8%	21.2%	49.5%
	NPO法人	25.0%	28.8%	33.6%
	営利法人	16.2%	36.5%	6.5%
	医療法人	5.9%	0.0%	2.8%
	その他の法人	16.2%	13.5%	7.5%
法人設立年数	5年以下	1.5%	0.0%	3.8%
	6年～10年以下	12.2%	3.7%	10.5%
	11年～20年以下	29.2%	7.4%	34.3%
	21年以上	63.1%	88.9%	44.8%
職員数	5人以下	35.8%	20.4%	16.8%
	6人～10人	41.8%	48.1%	42.1%
	11人～20人	20.9%	22.2%	27.1%
	21人以上	1.5%	9.3%	14.0%
併設事業	共同生活援助	37.7%	18.2%	46.4%
	就労移行支援	—	16.4%	39.1%
	就労継続支援A型	13.3%	—	9.1%
	就労継続支援B型	58.8%	23.6%	—
	生活介護	33.3%	10.9%	35.5%
犯罪を起こした 知的障害者の 相談・受け入れ 人数	0人	53.1%	66.7%	53.0%
	1人	23.4%	15.7%	22.0%
	2人～3人	17.2%	7.8%	18.0%
	4人以上	6.3%	9.8%	7.0%

いが多くなる傾向であった。年齢は、就労移行支援が「30歳代」が46.3%と最も多く、就労継続A型は「40歳代」と「50歳代」が、就労継続B型は「60歳以上」が最も多かった。次に、所属先の法人種別では、就労移行支援、就労継続B型は「社会福祉法人」が最も多く、就労継続A型では「営利法人」が最も多く36.5%であり、就労継続B型では「社会福祉法人」が49.5%とほぼ半数を占めた。また、設立年数では、就労継続A型が88.9%を占めた。職員数では、「6～10人」が41.8%～48.1%と最も多かった。併設する事業所については、就労移行と就労継続A型において、就労継続B型が半数以上を占めた。また、就労継続B型においては、共同生活援助が46.4%と最も多く、続いて生活介護が35.5%であった。

そして、犯罪を起こした知的障がい者の就労受け入れをした人数は全ての事業所において、受け入れ人数0人が半数以上、受け入れ人数0～1人で75%以上、4人以上は、10%以下であった。

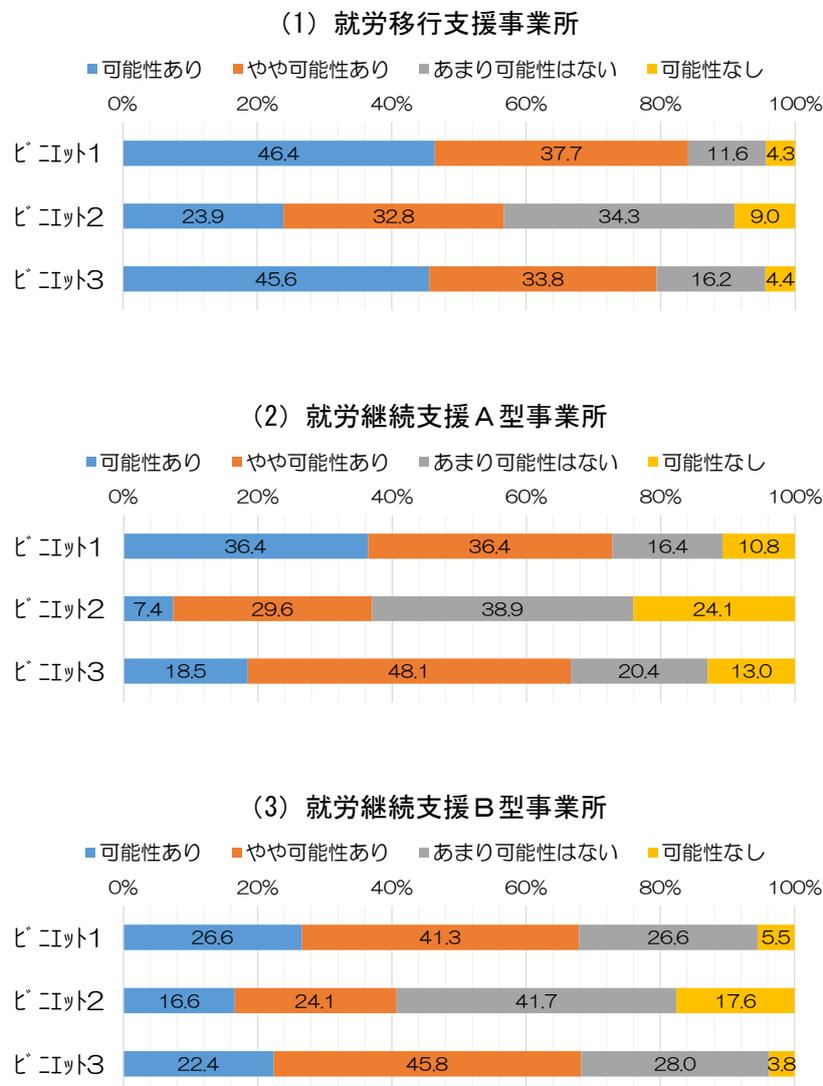


図7. ビニエットに登場する当事者の就労受け入れの可能性（3つの事業種別）

2. ビニエットに登場する当事者の就労を受け入れる可能性

次に、ビニエットに登場する当事者の就労を受け入れる可能性の結果として、3つの福祉事業所の結果を図7-(1)～7-(3)に示す。

(1) 就労移行支援事業所

図7-(1)をみると、ビニエット1(窃盗)と3(売春)の結果がほぼ等しく、就労の受け入れ可能性は、「可能性あり」と「やや可能性あり」を加えると約80%を占めていた。それに比べて、ビニエット2(傷害)は60%弱で相対的に低かった。

(2) 就労継続支援A型事業所

図7-(2)をみると、ビニエット1の「可能性あり」がビニエット2,3と比べて高い値を示し、就労の受け入れ可能性が高いことがわかった。また、「可能性あり」と「やや可能性あり」を加えた数値で比較すると、ビニエット3も50%以上を示したが、ビニエット2(傷害)は40%弱と低いことがわかった。

(3) 就労継続支援B型事業所

図7-(3)をみると、ビニエット1と3において、「可能性あり」と「やや可能性あり」を加えた数値は約60%以上を占めていたが、ビニエット2(傷害)は40%弱と低いことがわかった。

3. 事業所種別の差異

事業所種別に対する、ビニエットの当事者の就労の受け入れ可能性に関する意識の結果を表10に示す。ビニエットの当事者に対する就労の受け入れ可能性が、ビニエット2の場合、就労継続A型と同B型で2.0「あまり可能性なし」となり、ビニエット1とビニエット3に比べて可能性が低いこと、およびKruskal-Wallis検定の結果、全てのビニエットにおいて、就労継続A型と同B型よりも就労移行支援の方が就労の受け入れ可能性が高い傾向が見られた(有意確率： $p < .05$)。

以上の結果から、事業所の支援員の意識に関し、就労の受け入れ可能性と事業所種別の間に関連が見られることが明らかになった。

次に、ビニエット別の結果を述べる。

・ビニエット1(窃盗) 表11-a 参照

各質問の回答の中央値について、全ての質問に対して3.0であった。質問3における就労移行支援のみの中央値がわずかに有意に高い値を示したが($p < .10$)、他の質問に関して、事業所種別に有意性をもつ関連はみられなかった。

・ビニエット2(傷害) 表11-b 参照

管理者に対する結果と同様に、就労継続A型と就労継続B型において、質問3以降が2.0と評価は低かった。質問3と質問7では、就労継続A型と同B型よりも就労移行支援の方が就労の受け入れ可能性が高い傾向が見られた($p < .05$)。また、質問10。「地域には受け入れる事業所がある」について、就労移行支援の回答の中央値は低いながらも、就労受け入れに寛容な評価をしていた($p < .05$)。

- ・ビニエット 3 (売春) 表 11-c 参照

質問 3 では、就労継続 A 型のみの回答の中央値が 2.0 と低かった ($p < .01$)。同じく、質問 6. 「他の利用者に悪影響を及ぼさない」、質問 9. 「地域社会で受け入れられる」も就労継続 A 型のみの回答が低い傾向にあった ($p < .05$)。

4-1. 就労移行支援事業における就労の受け入れ経験人数別の差異

就労移行支援事業所の支援員に対する、就労の受け入れ経験人数別にみたビニエットの当事者の就労の受け入れ可能性の結果を表 12 に示す。就労の受け入れ可能性の中央値で比較すると、ビニエット 2 < ビニエット 3 < ビニエット 1 の順に大きくなっていくこと、および Kruskal-Wallis 検定の結果、就労の受け入れ経験人数が増えることと就労の受け入れ可能性が増えることに関連がみられた。

次に、ビニエット別の結果を述べる。

- ・ビニエット 1 (窃盗) 表 13-a 参照

就労の受け入れ経験人数別による当事者の就労を受け入れする時の評価について、就労の受け入れ経験人数が増えても有意性をもつ関連はみられなかった。

- ・ビニエット 2 (傷害) 表 13-b 参照

質問 8 にのみ就労の受け入れ経験人数が増えることと「利用者は受け入れに反対しない」が増えることに関連がみられた。

- ・ビニエット 3 (売春) 表 13-c 参照

ビニエット 3 は、全体的にビニエット 1, 2 の中間的な評価であった。その中で質問 8 にのみ就労の受け入れ経験人数が増えることと「利用者は受け入れに反対しない」が増えることに関連がみられた。

4-2. 就労継続支援 A 型事業所における就労の受け入れ経験人数別の差異

就労継続支援 A 型事業所の支援員に対する、就労の受け入れ経験人数別にみたビニエットの当事者の就労の受け入れ可能性の結果を表 14 に示す。Kruskal-Wallis 検定の結果、ビニエット 2 のみ就労の受け入れ経験人数が増えることと就労の受け入れの可能性が増えることに関連があることがわかった。

次に、ビニエット別の結果を述べる。

- ・ビニエット 1 (窃盗) 表 15-a 参照

就労の受け入れ経験人数が増えることとの関係において、質問 4. 「適する作業が事業所にある」、質問 8. 「事業所等の他の利用者は当事者について反対しない」では就労の受け入れ経験人数 1 人が当事者の就労を受け入れる際の影響に関する評価が最も高かった。

- ・ビニエット 2 (傷害) 表 15-b 参照

ビニエット 1 と同様に、質問 5. 「犯罪は事業所として受け入れできる」、質問 6. 「他の利用者に悪影響を及ぼさない」では、有意水準 $p < .10$ であったが、就労の受け入れ経験人数 1 人が

当事者の就労を受け入れる際の影響に関する評価が最も高かった。

・ビニエット 3 (売春) 表 15-c 参照

就労受け入れ経験人数が増えても当事者の就労を受け入れる際の影響に関する評価に有意性はみられなかった。

4-3. 就労継続支援 B 型事業所における就労の受け入れ経験人数別の差異

就労継続支援 B 型事業所の支援員に対する、就労の受け入れ経験人数別にみたビニエットの当事者の就労の受け入れ可能性の結果を表 16 に示す。就労の受け入れ可能性の中央値で比較すると、ビニエット 2 < ビニエット 3 < ビニエット 1 の順に大きくなっていく傾向にあること、および Kruskal-Wallis 検定の結果、全てのビニエットにて就労の受け入れ経験人数が増えるにつれ、就労の受け入れ可能性が増える傾向にあることがみられた。

次に、ビニエット別の結果を述べる。

ビニエット 1 (窃盗) 表 17-a 参照

質問 5, 6 において就労の受け入れ経験人数が増えるにことと就労を受け入れる際の影響に関する評価に関連がみられた。質問 6 では、就労の受け入れ経験人数が 1 人の場合の評価が最も低いことがわかった。

ビニエット 2 (傷害) 表 17-b 参照

質問 3, 5, 6, 8, 9, 10 において就労の受け入れ経験人数が増えることと受け入れる際の影響に関する評価が高くなることに関連がみられた。また質問 3, 6 では、ビニエット 1 と同様に、就労の受け入れ経験人数 1 人の場合の評価が最も低いことがわかった。

ビニエット 3 (売春) 表 17-c 参照

質問 4, 5, 6 において就労の受け入れ経験人数が増えることと就労を受け入れる際の影響に関する評価が高くなることとに関連がみられた。

表10. 事業所種別の支援員におけるビニエットの当事者の就労を受け入れる可能性

質問事項	就労移行支援事業所 (n=67)		就労継続支援A型 (n=54)		就労継続支援B型 (n=107)		P
	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	
(ビニエット1) Aさんの就労を受け入れる可能性	3.0	(3.0, 4.0)	3.0	(2.0, 4.0)	3.0	(2.0, 4.0)	*
(ビニエット2) Bさんの就労を受け入れる可能性	3.0	(2.0, 3.0)	2.0	(1.75, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	*
(ビニエット3) Cさんの就労を受け入れる可能性	3.0	(3.0, 4.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	**

有意確率(Kruskal Wallis検定): † $p < 0.10$, * $p < 0.05$, ** $p < 0.01$ 4件法: 1. 可能性なし, 2. あまり可能性なし, 3. やや可能性あり, 4. 可能性あり

表11-a. 事業所種別の支援員における当事者の就労を受け入れる際の評価

ビニエット1(窃盗)

質問事項	就労移行支援事業所 (n=67)		就労継続支援A型 (n=54)		就労継続支援B型 (n=107)		P
	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	
1. 作業能力は高いと評価できる	3.0	(3.0, 4.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 4.0)	
2. 継続して作業ができる	3.0	(3.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	
3. 障がい特性を相談できる専門機関等との連携がある	3.0	(3.0, 4.0)	3.0	(2.0, 4.0)	3.0	(2.0, 4.0)	†
4. 適する作業が事業所にある	3.0	(2.0, 4.0)	3.0	(2.75, 4.0)	3.0	(2.0, 3.0)	
5. 犯罪は事業所として受け入れできる	3.0	(3.0, 4.0)	3.0	(2.0, 4.0)	3.0	(3.0, 4.0)	
6. 他の利用者に悪影響を及ぼさない	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	
7. 再犯を起こす可能性が低い	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	
8. 利用者は受け入れに反対しない	3.0	(2.25, 4.0)	3.0	(2.0, 4.0)	3.0	(2.0, 3.0)	
9. 地域社会で受け入れられる	3.0	(2.5, 4.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(3.0, 3.0)	
10. 地域には受け入れる事業所がある	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	

有意確率(Kruskal Wallis検定): † $p < 0.10$, * $p < 0.05$, ** $p < 0.01$ 4件法: 1. そう思わない, 2. あまりそう思わない, 3. ややそう思う, 4. そう思う

表11-b. 事業所種別の支援員における当事者の就労を受け入れる際の評価

ビニエット2(傷害)

質問事項	就労移行支援事業所 (n=67)		就労継続支援A型 (n=54)		就労継続支援B型 (n=107)		P
	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	
1. 作業能力は高いと評価できる	3.0	(3.0, 4.0)	3.5	(3.0, 4.0)	4.0	(3.0, 4.0)	
2. 継続して作業ができる	3.0	(3.0, 4.0)	3.0	(2.0, 3.5)	3.0	(3.0, 4.0)	
3. 障がい特性を相談できる専門機関等との連携がある	3.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	*
4. 適する作業が事業所にある	3.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	
5. 犯罪は事業所として受け入れできる	3.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	
6. 他の利用者に悪影響を及ぼさない	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(1.75, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	
7. 再犯を起こす可能性が低い	3.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	*
8. 利用者は受け入れに反対しない	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	
9. 地域社会で受け入れられる	3.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	
10. 地域には受け入れる事業所がある	2.0	(3.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	*

有意確率(Kruskal Wallis検定): † $p < 0.10$, * $p < 0.05$, ** $p < 0.01$ 4件法: 1. そう思わない, 2. あまりそう思わない, 3. ややそう思う, 4. そう思う

表11-c. 事業所種別の支援員における当事者の就労を受け入れる際の評価

ビニエット3(売春)

質問事項	就労移行支援事業所 (n=67)		就労継続支援A型 (n=54)		就労継続支援B型 (n=107)		P
	中央値 (四分位範囲:25%, 75%)						
1. 作業能力は高いと評価できる	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 4.0)	3.0	(2.25, 4.0)	
2. 継続して作業ができる	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	
3. 障がい特性を相談できる専門機関等との連携がある	3.0	(2.0, 3.5)	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.75)	**
4. 適する作業が事業所にある	3.0	(2.0, 3.5)	3.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	*
5. 犯罪は事業所として受け入れできる	3.0	(3.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	
6. 他の利用者に悪影響を及ぼさない	3.0	(2.0, 3.0)	2.0	(1.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	*
7. 再犯を起こす可能性が低い	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	†
8. 利用者は受け入れに反対しない	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	
9. 地域社会で受け入れられる	3.0	(3.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(3.0, 3.0)	*
10. 地域には受け入れる事業所がある	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	†

有意確率(Kruskal Wallis検定): † $p < 0.10$, * $p < 0.05$, ** $p < 0.01$ 4件法: 1. そう思わない, 2. あまりそう思わない, 3. ややそう思う, 4. そう思う

表12. 就労移行支援の支援員について就労の受け入れ経験人数別にみたビニエットの当事者の就労を受け入れる可能性

質問事項	受け入れ:0人 (n=34)		受け入れ:1人 (n=15)		受け入れ:2人以上 (n=14)		p
	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	
(ビニエット1) Aさんの就労を受け入れる可能性	3.0	(3.0, 4.0)	4.0	(3.0, 4.0)	4.0	(3.75, 4.0)	**
(ビニエット2) Bさんの就労を受け入れる可能性	2.5	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 4.0)	4.0	(3.0, 4.0)	*
(ビニエット3) Cさんの就労を受け入れる可能性	3.0	(2.0, 4.0)	3.5	(2.75, 4.0)	4.0	(3.75, 4.0)	*

有意確率(Kruskal Wallis検定): †p<0.10, *p<0.05, **p<0.01 4件法: 1. 可能性なし, 2. あまり可能性なし, 3. やや可能性あり, 4. 可能性あり

表13-a. 支援員について受け入れ経験人数別にみた当事者の就労を受け入れる際の評価

ビニエット1(窃盗)

質問事項	受け入れ:0人 (n=34)		受け入れ:1人 (n=15)		受け入れ:2人以上 (n=14)		p
	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	
1. 作業能力は高いと評価できる	3.0	(2.0, 4.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(3.0, 3.0)	
2. 継続して作業ができる	3.0	(2.75, 3.0)	3.0	(2.0, 4.0)	3.0	(3.0, 3.0)	
3. 障がい特性を相談できる専門機関等との連携がある	3.0	(3.0, 4.0)	3.0	(3.0, 4.0)	3.5	(3.0, 4.0)	
4. 適する作業が事業所にある	3.0	(2.0, 4.0)	3.0	(2.75, 3.25)	3.0	(2.0, 3.0)	
5. 犯罪は事業所として受け入れできる	3.0	(2.75, 4.0)	4.0	(3.0, 4.0)	3.0	(3.0, 4.0)	
6. 他の利用者に悪影響を及ぼさない	3.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	
7. 再犯を起こす可能性が低い	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.75, 3.0)	
8. 利用者は受け入れに反対しない	3.0	(2.0, 3.5)	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(3.0, 4.0)	
9. 地域社会で受け入れられる	3.0	(3.0, 3.25)	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.75, 3.0)	
10. 地域には受け入れる事業所がある	3.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 4.0)	

有意確率(Kruskal Wallis検定): †p<0.10, *p<0.05, **p<0.01 4件法: 1. そう思わない, 2. あまりそう思わない, 3. ややそう思う, 4. そう思う

表13-b. 支援員について受け入れ経験人数別にみた当事者の就労を受け入れる際の評価

ビニエット2(傷害)

質問事項	受け入れ:0人 (n=34)		受け入れ:1人 (n=15)		受け入れ:2人以上 (n=14)		p
	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	
1. 作業能力は高いと評価できる	3.0	(3.0, 4.0)	3.0	(3.0, 4.0)	3.0	(3.0, 4.0)	
2. 継続して作業ができる	3.0	(3.0, 4.0)	3.0	(3.0, 4.0)	3.0	(2.0, 4.0)	
3. 障がい特性を相談できる専門機関等との連携がある	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.5, 4.0)	
4. 適する作業が事業所にある	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.5)	
5. 犯罪は事業所として受け入れできる	2.5	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 4.0)	3.0	(2.0, 3.0)	
6. 他の利用者に悪影響を及ぼさない	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(1.5, 3.0)	
7. 再犯を起こす可能性が低い	2.5	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	
8. 利用者は受け入れに反対しない	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.5, 3.5)	*
9. 地域社会で受け入れられる	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	
10. 地域には受け入れる事業所がある	3.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	

有意確率(Kruskal Wallis検定): †p<0.10, *p<0.05, **p<0.01 4件法: 1. そう思わない, 2. あまりそう思わない, 3. ややそう思う, 4. そう思う

表13-c. 支援員について受け入れ経験人数別にみた当事者の就労を受け入れる際の評価

ビニエット3(売春)

質問事項	受け入れ:0人 (n=34)		受け入れ:1人 (n=15)		受け入れ:2人以上 (n=14)		p
	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	
1. 作業能力は高いと評価できる	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(3.0, 3.0)	3.0	(2.0, 4.0)	
2. 継続して作業ができる	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	
3. 障がい特性を相談できる専門機関等との連携がある	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.75, 4.0)	
4. 適する作業が事業所にある	3.0	(2.0, 4.0)	3.0	(2.0, 4.0)	3.0	(2.0, 3.25)	
5. 犯罪は事業所として受け入れできる	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 4.0)	3.0	(3.0, 3.25)	†
6. 他の利用者に悪影響を及ぼさない	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	
7. 再犯を起こす可能性が低い	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	
8. 利用者は受け入れに反対しない	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(3.0, 4.0)	3.0	(3.0, 4.0)	*
9. 地域社会で受け入れられる	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(3.0, 4.0)	3.0	(3.0, 3.25)	
10. 地域には受け入れる事業所がある	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.25)	

有意確率(Kruskal Wallis検定): †p<0.10, *p<0.05, **p<0.01 4件法: 1. そう思わない, 2. あまりそう思わない, 3. ややそう思う, 4. そう思う

表14. 就労継続A型の支援員について就労の受け入れ経験人数別にみたビニエットの当事者の就労を受け入れる可能性

質問事項	受け入れ:0人 (n=34)		受け入れ:1人 (n=8)		受け入れ:2人以上 (n=9)		p
	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	
(ビニエット1) Aさんの就労を受け入れる可能性	3.0	(2.0, 4.0)	3.0	(2.25, 4.0)	4.0	(3.0, 4.0)	
(ビニエット2) Bさんの就労を受け入れる可能性	2.0	(1.5, 3.0)	3.0	(1.25, 3.0)	3.0	(2.0, 4.0)	*
(ビニエット3) Cさんの就労を受け入れる可能性	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(1.25, 3.0)	3.0	(2.0, 4.0)	

有意確率(Kruskal Wallis検定): †p<0.10, *p<0.05, **p<0.01 4件法: 1. 可能性なし, 2. あまり可能性なし, 3. やや可能性あり, 4. 可能性あり

表15-a. 支援員について受け入れ経験人数別にみた当事者の就労を受け入れる際の評価

ビニエット1(窃盗)

質問事項	受け入れ:0人 (n=34)		受け入れ:1人 (n=8)		受け入れ:2人以上 (n=9)		p
	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	
1. 作業能力は高いと評価できる	3.0	(3.0, 3.0)	3.0	(2.0, 4.0)	3.0	(1.5, 3.0)	
2. 継続して作業ができる	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 4.0)	3.0	(2.5, 3.0)	
3. 障がい特性を相談できる専門機関等との連携がある	3.0	(2.0, 4.0)	3.0	(2.0, 4.0)	2.0	(2.0, 4.0)	
4. 適する作業が事業所にある	3.0	(2.0, 3.0)	4.0	(3.0, 4.0)	3.0	(3.0, 3.5)	*
5. 犯罪は事業所として受け入れできる	3.0	(2.0, 4.0)	3.0	(2.25, 4.0)	3.0	(3.0, 4.0)	
6. 他の利用者に悪影響を及ぼさない	3.0	(2.0, 3.0)	2.0	(1.75, 3.25)	3.0	(2.5, 3.5)	
7. 再犯を起こす可能性が低い	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.25, 3.0)	3.0	(2.5, 3.0)	
8. 利用者は受け入れに反対しない	3.0	(2.0, 3.25)	3.5	(2.0, 4.0)	3.0	(2.5, 4.0)	*
9. 地域社会で受け入れられる	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 4.0)	3.0	(2.5, 3.5)	
10. 地域には受け入れる事業所がある	3.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.5, 3.5)	

有意確率(Kruskal Wallis検定): †p<0.10, *p<0.05, **p<0.01 4件法: 1. そう思わない, 2. あまりそう思わない, 3. ややそう思う, 4. そう思う

表15-b. 支援員について受け入れ経験人数別にみた当事者の就労を受け入れる際の評価

ビニエット2(傷害)

質問事項	受け入れ:0人 (n=33)		受け入れ:1人 (n=8)		受け入れ:2人以上 (n=9)		p
	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	
1. 作業能力は高いと評価できる	3.0	(3.0, 4.0)	4.0	(3.25, 4.0)	3.0	(3.0, 3.5)	
2. 継続して作業ができる	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(3.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	
3. 障がい特性を相談できる専門機関等との連携がある	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 2.5)	
4. 適する作業が事業所にある	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 4.0)	2.0	(1.0, 3.0)	
5. 犯罪は事業所として受け入れできる	2.0	(1.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.5)	†
6. 他の利用者に悪影響を及ぼさない	2.0	(1.0, 2.0)	3.0	(1.25, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	†
7. 再犯を起こす可能性が低い	2.0	(2.0, 2.5)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	
8. 利用者は受け入れに反対しない	2.0	(1.5, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	†
9. 地域社会で受け入れられる	2.0	(1.5, 3.0)	2.5	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	
10. 地域には受け入れる事業所がある	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(1.25, 2.75)	2.0	(2.0, 3.0)	

有意確率(Kruskal Wallis検定): †p<0.10, *p<0.05, **p<0.01 4件法: 1. そう思わない, 2. あまりそう思わない, 3. ややそう思う, 4. そう思う

表15-c. 支援員について受け入れ経験人数別にみた当事者の就労を受け入れる際の評価

ビニエット3(売春)

質問事項	受け入れ:0人 (n=33)		受け入れ:1人 (n=8)		受け入れ:2人以上 (n=9)		p
	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	
1. 作業能力は高いと評価できる	3.0	(2.0, 4.0)	3.5	(2.25, 4.0)	3.0	(2.0, 3.5)	
2. 継続して作業ができる	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	
3. 障がい特性を相談できる専門機関等との連携がある	2.0	(2.0, 3.0)	2.5	(1.25, 3.0)	2.0	(2.0, 2.5)	
4. 適する作業が事業所にある	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.75)	3.0	(1.5, 3.5)	
5. 犯罪は事業所として受け入れできる	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(1.5, 3.75)	3.0	(2.0, 3.5)	
6. 他の利用者に悪影響を及ぼさない	2.0	(1.25, 3.0)	2.0	(1.25, 3.0)	2.0	(1.0, 3.0)	
7. 再犯を起こす可能性が低い	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(1.0, 2.0)	3.0	(2.0, 3.5)	†
8. 利用者は受け入れに反対しない	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.25, 3.0)	3.0	(2.0, 3.5)	
9. 地域社会で受け入れられる	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.25, 3.0)	3.0	(2.5, 3.5)	
10. 地域には受け入れる事業所がある	3.0	(2.0, 3.0)	2.5	(2.0, 3.0)	3.0	(2.5, 3.5)	

有意確率(Kruskal Wallis検定): †p<0.10, *p<0.05, **p<0.01 4件法: 1. そう思わない, 2. あまりそう思わない, 3. ややそう思う, 4. そう思う

表16. 就労継続B型の支援員について就労の受け入れ経験人数別にみたビニエットの当事者の就労を受け入れる可能性

質問事項	受け入れ:0人 (n=51)		受け入れ:1人 (n=22)		受け入れ:2人以上 (n=25)		p
	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	
(ビニエット1) Aさんの就労を受け入れる可能性	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.25)	4.0	(3.0, 4.0)	**
(ビニエット2) Bさんの就労を受け入れる可能性	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(1.75, 3.25)	3.0	(3.0, 4.0)	**
(ビニエット3) Cさんの就労を受け入れる可能性	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.25)	3.0	(3.0, 4.0)	*

有意確率(Kruskal Wallis検定): †p<0.10, *p<0.05, **p<0.01 4件法: 1. 可能性なし, 2. あまり可能性なし, 3. やや可能性あり, 4. 可能性あり

表17-a. 支援員に対して受け入れ経験人数別にみた当事者の就労を受け入れる際の評価

ビニエット1(窃盗)

質問事項	受け入れ:0人 (n=51)		受け入れ:1人 (n=22)		受け入れ:2人以上 (n=25)		p
	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	
1. 作業能力は高いと評価できる	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.75, 4.0)	3.0	(2.0, 4.0)	
2. 継続して作業ができる	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.5, 4.0)	
3. 障がい特性を相談できる専門機関等との連携がある	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.25)	3.0	(3.0, 4.0)	
4. 適する作業が事業所にある	3.0	(2.0, 3.0)	2.5	(2.0, 3.0)	3.0	(3.0, 4.0)	†
5. 犯罪は事業所として受け入れできる	3.0	(3.0, 3.75)	3.0	(2.75, 4.0)	4.0	(3.0, 4.0)	*
6. 他の利用者に悪影響を及ぼさない	3.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(3.0, 3.5)	*
7. 再犯を起こす可能性が低い	3.0	(2.0, 3.0)	2.5	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 4.0)	†
8. 利用者は受け入れに反対しない	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.25)	3.0	(3.0, 4.0)	
9. 地域社会で受け入れられる	3.0	(3.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(3.0, 4.0)	
10. 地域には受け入れる事業所がある	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(3.0, 4.0)	

有意確率(Kruskal Wallis検定): †p<0.10, *p<0.05, **p<0.01 4件法: 1. そう思わない, 2. あまりそう思わない, 3. ややそう思う, 4. そう思う

表17-b. 支援員に対して受け入れ経験人数別にみた当事者の就労を受け入れる際の評価

ビニエット2(傷害)

質問事項	受け入れ:0人 (n=51)		受け入れ:1人 (n=22)		受け入れ:2人以上 (n=25)		p
	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	
1. 作業能力は高いと評価できる	4.0	(3.0, 4.0)	4.0	(3.0, 4.0)	4.0	(3.0, 4.0)	
2. 継続して作業ができる	3.0	(3.0, 3.0)	3.0	(2.5, 4.0)	3.0	(3.0, 4.0)	
3. 障がい特性を相談できる専門機関等との連携がある	3.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 4.0)	*
4. 適する作業が事業所にある	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 4.0)	
5. 犯罪は事業所として受け入れできる	2.0	(1.0, 3.0)	2.0	(2.0, 2.25)	3.0	(2.5, 4.0)	**
6. 他の利用者に悪影響を及ぼさない	2.0	(2.0, 2.0)	2.0	(1.0, 2.0)	3.0	(2.0, 3.0)	**
7. 再犯を起こす可能性が低い	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	
8. 利用者は受け入れに反対しない	2.0	(1.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	*
9. 地域社会で受け入れられる	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	*
10. 地域には受け入れる事業所がある	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	*

有意確率(Kruskal Wallis検定): †p<0.10, *p<0.05, **p<0.01 4件法: 1. そう思わない, 2. あまりそう思わない, 3. ややそう思う, 4. そう思う

表17-c. 支援員に対して受け入れ経験人数別にみた当事者の就労を受け入れる際の評価

ビニエット3(売春)

質問事項	受け入れ:0人 (n=51)		受け入れ:1人 (n=22)		受け入れ:2人以上 (n=25)		p
	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	
1. 作業能力は高いと評価できる	3.0	(2.0, 4.0)	3.0	(2.0, 3.25)	3.0	(3.0, 4.0)	
2. 継続して作業ができる	3.0	(3.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	
3. 障がい特性を相談できる専門機関等との連携がある	3.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 4.0)	
4. 適する作業が事業所にある	2.0	(1.0, 3.0)	2.5	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	*
5. 犯罪は事業所として受け入れできる	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.5, 4.0)	*
6. 他の利用者に悪影響を及ぼさない	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	*
7. 再犯を起こす可能性が低い	2.0	(2.0, 3.0)	2.5	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	
8. 利用者は受け入れに反対しない	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.25)	3.0	(3.0, 3.0)	
9. 地域社会で受け入れられる	3.0	(3.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(3.0, 3.5)	
10. 地域には受け入れる事業所がある	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 4.0)	

有意確率(Kruskal Wallis検定): †p<0.10, *p<0.05, **p<0.01 4件法: 1. そう思わない, 2. あまりそう思わない, 3. ややそう思う, 4. そう思う

VI. 考察

研究の進め方1：当事者のニーズ把握

1. 先行研究との比較

(1) 従来の犯罪社会学の理論に対する考察

今回のインタビュー調査の結果について、「犯罪行動傾向」が上昇したケースについて、従来の犯罪社会学の理論等と照らし合わせて考察する。まず「犯罪行動傾向」と「生活の楽しさ」の両者が上昇する組み合わせのカテゴリーにおける【ちょうどいい標的の存在】および【役に立つ監視者の不在】は、コーエンら提唱した「日常活動理論」とほぼ同じであることがわかった（矢島ら2009）。さらに【優越感の誇示】は同理論における「動機を持った犯罪者」に相当し、日常活動理論の3要素が確認できたと考えられる。この【優越感の誇示】により対象者は「生活の楽しさ」を感じていると言える。また【自己中心的な考え】の《犯罪を起こしても見つからないという甘い考え》は自分の行為を正当化する「中和」の技術、また《自分の欲望を最優先させたい気持ち》は非合理性にて特徴づけられる緊張理論で説明できるものと考えられる（Hirschi1969）。しかしながら、【衝動的行動】のサブカテゴリーである《ストレスの感覚の欠如》については、〈本人の中でストレスが溜まっていることが分からなかった〉ことから、対象者本人にも犯罪を起こした理由が説明できない事例もあり、その場合は犯罪を起こすきっかけを把握することが難しいと思われる。例えば、犯罪理論ではないが、杉山（2000）が述べた自閉症の就労の類型に関する理論において、就労場面において周囲が気付かぬまま無理を重ねた後、限界に達した時に本人にも自覚されないままパニックが生じる現象と似ている。

さらに「犯罪行動傾向」が上昇し、「生活の楽しさ」が下降する組み合わせのカテゴリーにおいて、【金銭的不自由への不安】は研究の背景で述べたように、従来の知見として貧困や失業による要因が犯罪に向かわせていることが確認できた。また【愛着の不足】は、ハーシのコントロール理論にて説明されるように所属する集団との絆が弱まり、自己の私利に則った行動基準を取ることがわかる（Hirschi 1969）。そして【自己コントロール不足】は、先の【衝動的行動】に対し、対象者本人がストレスを感じているケースであり、犯罪のきっかけを把握できる可能性があると思われる。

(2) 犯罪行動傾向が上昇する際のソーシャルワークに関する考察

「犯罪行動傾向」を上昇させるカテゴリーにもとづく分析結果は、ほぼ従来の犯罪社会学の理論に合致するものであった。ここで《ストレスの感覚の欠如》の状態における【衝動的行動】については、知的障がい者特有の要因の一つと考えられる。図3 に示したG氏は、職場の同僚に恐喝を繰り返していたが（犯罪行動傾向：A）、同時に有能な社員として評価を受けており（生活の楽しさ：A）、周囲の者が犯罪を起こすとは考えもつかなかった。このように、「生活の楽しさ」が上昇する中で犯罪が起こっており、普段の生活の様子をみただけでは犯罪のきっかけを把握する予防的支援は難しいと考えられる。その中で、内田ら（2011）は、ソーシャルワーカーを中心とする専門家による対象者への問題意識と権利性を明確にし、問題解決力や支援活用力を高

め、サービス提供者を含む関係者に対する啓発や支援を提供する「アシスティブ（支援型）アドボカシー」が重要と指摘している。なぜなら対象者は逮捕に至る事件を起こす前にも既にトラブルを発生させており、それが表面化していないだけで、対象者の成育歴や最近の生活の有り様を継続的に把握しないと支援の方法も分からないからである（内田ら2011）。本研究で用いたライフ・ライン・メソッドは、対象者の「犯罪行動傾向」に関する要因を継続的に分析し、対象者のニーズの顕在化および問題解決のための支援計画を立案するためのツールとして活用できると考えられる。

（3）犯罪行動傾向が下降する際のソーシャルワークに関する考察

ここで犯罪行動傾向が下降することを犯罪志向から離脱するという視点から考えてみる。

Maruna（2001）は犯罪志向から離脱している者の特徴の一つとして、本人の「真の自己」を形作る中核的な信念の形成を挙げ、またVeysey&Christian（2009）は、犯罪志向からの離脱を病気からの回復と見なし、充実感と意義のある生活を創出し、犯罪を起こさない生活への「移行」という社会的なアイデンティティの変化を「変容の瞬間」と捉えている。表6-2の【将来の目標の自覚】にもとづき、〈自分自身への期待〉を抱かせる仕事に就くことで「変容の瞬間」を経験し、結果的に犯罪から離脱している者もいる（瀧川 2016b）。また、犯罪者が犯罪志向から離脱する時には、自己に対する陶醉から他社に対する配慮への転換が生じるが（Maruna2001）、E氏が自分の経験を世の中に啓蒙してみたいと思う気持ちはこれに当たるであろう。

知的障がい者にこのような急激な変化は期待できないかもしれないが、G氏が属している福祉事業所の支援員は、G氏のような知的障がい者は普段から定期的な生活の振り返りが必要であることを強調している。それは犯罪を詰問する振り返りではなく、今後は犯罪をしなくてもよいことを言い聞かせて安心させる振り返りである。この時には本人に関わっている相談支援事業所、入所施設、生活・就業支援事業所、職場がチームを組み、多角的な視点を持ち、本人の考えや様子を伺いながら支えることが重要であろう。ここでも「アシスティブアドボカシー」の考えのもと、継続的なアセスメントに基づく支援計画が立案され、継続可能な体制のもとで本人が抱えるストレスの有無が徐々に理解できると思われる。その結果、「犯罪行動傾向」を察知し、犯罪の予防的支援につながっていくと考えられる。

2. 犯罪を起こした知的障がい者の生活ニーズ

ここでは、本章の目的である犯罪を起こした知的障がい者が犯罪を起こさない生活を実現するためのニーズ（生活ニーズ）についてまとめた。そのために、表6-1、6-2に示した要因と前項（2）、（3）の内容の中で犯罪行動傾向を上昇させないための方策と考えられる6項目を抽出した。

①当事者が楽しそうに生活を送っている状態であっても、常に周囲の人とコミュニケーションを持ち、どんな気持ちで生活しているのかをしってもらえること

当事者は犯罪を起こす時のきっかけの一つとなり得るストレスについて、それが何であるのか

理解することや、ストレスがあることも分からない状態となる場合があるためである。これは、前項で引用した杉山（2000）の言う「就労場面において周囲が気付かぬまま無理を重ねた後、限界に達した時に本人にも自覚されないままパニックが生じる現象」の対策にもなっている。

②当事者が効果的なストレス発散方法を持ち、適切な時期に支援が受けられること

①のニーズが満たされ、当事者は犯罪を起こす時のきっかけの一つとなり得るストレスについて、それが何であるのか理解した後、支援員等は当事者にストレス発散の方法を適切な時期に支援し、犯罪に至らないようにする。

③地域において当事者が犯罪を起こさないように見守られていること

当事者は「解放感」の中にいると衝動的に犯罪を起こしてしまうこともある。そうならないために、普段の生活において支援員を含めた地域の人（家族、住民、警察など）の見守りが必要である。

④当事者にとって欲望を満たす対象となる標的（人や物など）近くにいないこと

これは表4-3のB氏の事例である「本人の嗜好するパソコン入力業務を行う中で勝手にパソコンを持ち出して結果として窃盗を起こした」ようなことが起こらないために、当事者にとって犯罪を越しにくい職場環境に配慮すること、もしくはG氏の事例のように、当事者よりも弱く言いなりになりそうな従業員を配置しないことである。

⑤当事者に対して常に愛情や関心を持ってくれる人がいること

E氏が「犯罪を起こしてはいけないと知ってはいるけれど、寂しさ・不安などから逃れたい気持ちに気付いて欲しいと思って万引きをした」と述べたように、愛情不足がスティグマとなり犯罪の要因の一つとなり得るため、常に愛情や関心を持ってくれる人が必要である。

⑥当事者が将来、達成しようと頑張れる目標をもっていること

E氏は《自分自身への期待》として、自分の当事者としての経験をもとに世の中に犯罪を起こした障がい者の実態を啓蒙する意思を表し、自分自身も成長しようとする姿が見られた。またD氏のように自分の甘さを自覚し、再犯を起こして身内に迷惑をかけないようにしなければならないと固い決意を示す人もいた。

以上、知的障がい者が犯罪を起こさない生活を実現するためのニーズ（生活ニーズ）について6つが抽出された。

研究の進め方2：「犯罪予防」の可能性探索

本章の考察として、Q1～2に対する一般企業と福祉事業所の管理者の回答を比較し特徴をまとめた。次に、2. RQ4「今後、就労受け入れを促進するために必要と考えられる施策等」の回答について、第3章で整理した現状の国等の施策における位置づけを考察した。そして、第4章と第5章のインタビュー調査にて抽出した当事者の生活に関するニーズと就労に関するに対し、本章で対象とする萌芽的・具体的支援を行っている企業・福祉事業所がそれらのニーズをどこまで対応しているかについて評価した。

Q1: 一般企業や福祉事業所において、当事者が就労受け入れを行うきっかけとなった 出来事は何か。

- ① 一般企業の管理者には若い頃の辛い経験や悪事を働いていた経験が当事者支援へ向かわせていた。例えば、一人の管理者は、反社会的組織に所属したため社会に対する償いとして当事者支援を始めた。
- ② 現状の就労支援や住まいの確保だけでは当事者が働き続けることは困難であり、当事者に対する教育や職員のスキルなど、新たな就労受け入れするための改革が必要である。一番大事なのは仕事であり、例えば仕事を継続させるためには、就労受け入れする事業所の職員には仕事のプロが必要である。

Q2: 一般企業や福祉事業所において、当事者が就労を継続できるためにどのような 対応をしているか。

- ① チーム支援の必要性に関して、企業は、雇用したい人材の条件をもとに、当事者の志向や能力に応じて条件に合う人材を積極的に採用するマッチングを重視し、福祉事業所は、相談支援事業所を中心にした関係支援機関（グループホーム、司法・行政機関等）に明確な役割を担ってもらい、情報共有しながら就労を継続させることを重視していた。
- ② 現状の就労支援や住まいの確保だけでは当事者が働き続けることは困難であり、企業就労前や就労中の当事者に対し、日常生活に必要な教育の場も同時に提供しなければ、就労は継続しないことがわかった。

対象となる犯罪を起こした障がい者は、家庭が困窮していたり、身内から虐待を受けていたりする例も少なくなく、親が不安や負担を抱えやすくなっている現状にある（内閣府 2016）。例えば、子ども・若者育成支援法では、子供が生まれてから大人になるまでのライフサイクルを見通し、国及び地方公共団体の機関はもとより、家庭、学校、地域が一体となって、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の支援を重層的に行うため、同法第19条第1項に基づく「子ども・若者支援地域協議会」の地方公共団体における整備を推進している。この地域協議会により、子供・若者に対し年齢階層で途切れることなく継続した支援を行うとしている。

そこで、本研究の提言として、「子ども・若者支援地域協議会」に類似し、障がい者を有する子供や真犯少年や触法少年や親を含めた見守り等を行い、将来の安定した生活に向けた支援を行う協議体を立ち上げ、将来の就労を含めた支援につなげる新たなシステムを提言する。ただし、協議体は対象となる少年への人権に十分に配慮する必要があることは言うまでもない。

研究の進め方3: 受け入れ事業所の課題の明確化

ビニエット法を用いた質問紙調査を行い、3つ以上のグループ間に有意な差の有無について、Kruskal-Wallis検定を行った結果、犯罪を起こした知的障がい者の就労を受け入れる事業所の課題として以下の3点が明らかになった。①事業所のタイプ別について、就労移行支援事業所は、

就労継続支援A型・B型事業所と比べての管理者と支援員ともに当事者の就労を受け入れる意向が有意に高かった（有意水準： $p < .05$ ）。就労移行支援事業所は受け入れ期間が原則2年以内であり、受け入れた当事者はいずれ事業所を出て行くために受け入れる意向が他の2つの事業所よりも高いと考えられる（相馬 2015）。②事業所の就労の受け入れ経験人数が増えることと就労を受け入れる意向が高くなることとの関連が認められた（ $p < .05$ ）。つまり、事業所の就労の受け入れ経験人数が多いために受け入れる意向が高くなること、もしくは就労を受け入れる意向が高いために受け入れ経験人数が増えることの2つが考えられた。③3つの事業所ともにビニエットの犯罪種別が傷害→売春→窃盗の順に事業所が当事者の就労を受け入れる意向が高くなった。人々は高い頻度で発生する財産犯罪について、発生件数を低く見積もり、専門家が考えているよりも低い不安しか抱いていない一方、低頻度の身体犯罪については、専門家が考えている以上に強い不安を感じているためと考えられる（中谷内 2008）。

文献

- Andrews, F. M. & Robinson, J. P. (1991) Measure of Subjective Well-Being, *Measures of Personality and Social Psychological Attitudes: Volume 1: Measures of Social Psychological Attitudes*, Academic Press
- 相田孝正, 八重田 淳 (2015) 「罪を犯した障害者の犯罪歴の伝達に関する研究 ～特例子会社を対象とした意識調査～」『職業リハビリテーション』28 (2), 2-9
- Bourque, L. B., Back, K. W. (1977). Life graphs and life events. *Journal of Gerontology*, 32(6), 669-674. 69-85.
- Clausen, J. A. (1998) Life reviews and life stories. In Giele, J. Z. & Elder, G. H. (eds.). *Methods of life course research Qualitative and quantitative approaches*, 189-212. Sage Publication, CA
- 福田志織 (2015) 「「中間的就労」のあり方を考える ～イタリア・イギリスの事例を参考に～」『みずほ情報総研レポート』vol.9
- 古川孝順 (2005) 『社会福祉原論』誠信書房, 253-258
- 浜井浩一 (2013) 『罪を犯した人を排除しないイタリアの挑戦』現代人文社
- 平野優子 (2009) 「時間軸を含む病い経験把握のための参考理論と方法および概念 —先行文献による検討から—」『聖路加看護大学紀要』35, 8-16
- 平野優子 (2015) 「ライフ・ライン・メソッド 方法論と研究例」『日本地域看護学会 2014 年度 研究セミナー』
- Hirschi, T (1969) Causes of Delinquency, University of California, (=1995, 森田洋司・清水信二監修『非行の原因 —家庭・学校・社会のつながりを求めて』文化書房博文社)
- 法務省 (2011) 『刑務所出所者等を雇用することに関するアンケート調査』平成 23 年 5 月
- 法務省 (2013) 『知的障害を有する犯罪者の実態と処遇 研究部報 52』法務省総合研究所
- 法務省 (2015a) 「新受刑者の罪別能力検査値」

- (http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html, 2017.03.25)
- 法務省 (2015b) 「「協力雇用主」を募集しています (パンフレット)」
- (<http://www.moj.go.jp/content/001146723.pdf>, 2016.10.01)
- 法務省 (2015c) 「再入受刑者の前刑作業別 再犯時職業 (表番号: 15-00-61)」 『【矯正統計統計表】』 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001155287>: 2017.05.22
- 法務総合研究所 (2013) 『法務総合研究所 研究部報告52 知的障害を有する犯罪者の実態と処遇』 法務総合研究所
- 加藤直樹 (1998) 『障害者の自立と発達保障』 全国障害者問題研究会出版部, 13-17
- 川島二三子 (2012) 「更生保護施設から見る対象者の現状と支援の課題」 『東海非行問題研究』 9, 92-97
- 木村隆夫 (2012) 「地域生活定着支援事業の到達点・課題・将来展望」 『東海非行問題研究』 9, 18-41
- 北野和代 (2002) 「ターミナル期の患者を持つ家族に対する看護職の「共感」に関する研究」 『平成14年度 (2002年) 研究報告』 日本財団図書館
- 小林繁市 (2009) 『平成21年度厚生労働科学研究 (障害保健福祉総合研究事業) 触法・被疑者となった高齢者・障害者への支援の研究田島班小林グループ 平成21年度 福祉施設の支援の現状と可能性に関する研究報告書』
- 河野勝行 (1984) 「自立と発達」 『障害児教育実践体系7 成人期』 労働旬報社, 12
- 厚生労働省 (2014) 「就労訓練事業 (いわゆる中間的就労) 及び就労準備支援事業のモデル事業実施に関するガイドライン (平成26年度版) の送付について」
- 厚生労働省 (2017) 「認定就労訓練事業所の認定状況 (平成29年3月31日時点)」 認定就労訓練事業
- (<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/290331.pdf>: 2017.08.02)
- 国立重度障害者総合施設のぞみの園 (2014) 『福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活を支える相談支援を中心とした取り組みに関する調査・研究報告書』, 厚生労働省平成25年度社会福祉推進事業
- 小長井 (2017) 「地域生活定着支援事業の成果と課題」 生島 浩編著 『触法障害者の地域生活支援 - その実践と課題 -』 金剛出版, 84-97
- 熊倉信宏・矢野英雄 (2005) 『障害ある人の語り - インタビューによる「生きる」ことの研究 -』 誠信書房, 2-7
- 楨 英弘 (2005) 『盲ろう者の自立と社会参加』 新潮社, 11
- Maruna, S. (2001) Making Good: How Ex-convicts Reform and Rebuild Their Lives, *American Psychological Association* (=2013, 津富 宏・河野 莊子監訳 『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」 - 元犯罪者のナラティブから学ぶ』 明石書店)
- 益子千枝 (2012) 「焼け石に水にならないために - 矯正施設釈放者等、大阪での取り組みか

- ら見えてきたこと一」『東海非行問題研究』9, 44-59
- 真謝 孝・平田永哲 (2000) 「知的障害養護学校卒業生の就労状況と課題に関する一考察
一雇用企業調査を通じて一」『琉球大学教育学部障害児教育実践センター紀要』No. 2
139-148
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2015) 『就労訓練事業 (いわゆる中間的就労) 事例集』
- 水藤昌彦 (2011) 「知的障害のある犯罪行為者への支援について」『さぽーと』58 (11), 42-48
- 長崎新聞社「累犯障害者問題取材班」(2013) 『居場所を探して一累犯障害者たち』長崎新聞社
- 中谷内一也 (2008) 「犯罪リスク認知に関する一般人一専門家間比較」『社会心理学研究』24 (1),
34-44
- 内閣府 (2011) 「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応について (中間整理)」『第
9回障がい者制度改革推進会議 差別禁止部会 議事次第』
- 内閣府 (2014) 『宣言：犯罪に戻らない・戻さない ～立ち直りをみんなで支える明るい社会』
犯罪対策閣僚会議 平成26年12月16日
- 内閣府 (2016) 「子供・若者育成支援推進大綱 (平成28年2月9日 子ども・若者育成支援推進
本部決定)」子ども・若者育成支援推進本部
- 岡本英生 (2002) 「非行少年が成人犯罪者となるリスク要因に関する研究(III 研究ノート)」
『犯罪社会学研究』27, 102-112
- 小野隆一・木下大生・水藤昌彦 (2011) 「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障
害者等の地域生活移行を支援する職員のための研修プログラムに関する調査研究 (その1)」
『研究紀要第4号 (平成22年度)』, 独立行政法人国立重度知的障害者施設のぞみの園
- 大泉 溥 (1989) 『障害者福祉実践論 一生活・労働の援助と人間的自立の課題一』 ミネルヴァ
書房, 79-80
- 大阪府 (2014) 『中間的就労推進 (生活困窮者自立促進支援モデル事業) に係る意向調査
概要版』
- 定藤丈弘 (1986) 「障害者の自立と地域福祉の課題」『人間発達と障害者福祉』川島書店, 147-148
- 佐藤郁哉 (2008) 『質的データ分析法 原理・方法・実践』新曜社
- Schroots, J. J. F. & Ten Kate, C. A. (1989) Metaphors, aging and the life-line interview
method, In Unruh, D., Livings, G. (eds.), *Current Perspective on Aging and the Life
Cycle (Vol. 3)*, 281-298, JAI, London
- Schroots, J. J. F. (2003) Life-course dynamics. *European Psychologist*, 8(3), 192-199.
- 志賀利一 (2013) 「矯正施設を退所した知的障害者の支援 一のぞみの園における調査研究の概
要一」『さぽーと』2013. 12, 44-49
- 相馬大祐・大村美保・志賀利一ら (2015) 「障害福祉サービスによる矯正施設退所者の受入れ・
支援に関する研究Ⅱ 一聞き取り調査の結果より一」『国立のぞみの園紀要 第8号』99-112
- 総務省 (2014) 『「刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視」結果報告書』
総務省行政評価局

- 総務省（2016）『「刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要（ポイント）』平成28年3月31日
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000406797.pdf : 2017. 05. 27)
- 染田 恵（2007）「犯罪予防・再犯防止に関する研究・実務の動向」『犯罪社会学研究』34, 171-178
- 杉山登志郎（2000）『発達障害の豊かな世界』日本評論社
- 田島良昭ら（2007）「虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究 平成18年度 総括・分担研究報告書」『厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業』
- 瀧川賢司（2013）「福祉的就労に従事する知的障害者の「いきいき」就労につながる要因に関する実践的研究ーライフ・ライン・メソッドによる家族と支援員の調査からー」, 日本福祉大学大学院 修士論文
- 瀧川賢司（2016a）「知的障がい者の「いきいき」とした就労生活に関わる要因分析ーライフ・ライン・メソッドの福祉研究への応用ー」『福祉社会開発研究』, 11, 25-35
- 瀧川賢司（2016b）「犯罪を起こした主として知的障がいを持った人の就労を通じた変容過程ー変容の引き金となる要因とそれを維持する要因ー」『中部社会福祉学研究』, 7, 15-25
- 瀧川賢司（2017）「犯罪を起こした知的障がい者へのインタビューにもとづく犯罪行動傾向の関連要因に関する研究」『司法福祉学研究』17, 29-53
- Takkinen, S., & Ruoppila, I. (2001) Meaning in life as an important component of functioning in old age. *International Journal of Aging & Human Development*, 53(3), 211-231.
- 谷口明広（2005）『MINERVA 福祉ライブラリー85 障害を持つ人たちの自立生活とケアマネジメント』ミネルヴァ書房, 79-92
- 津島昌寛（2010）「貧困と犯罪に関する考察ー両者の間に因果関係はあるのか?ー」『犯罪社会学研究』35, 8-20
- 内田扶喜子・谷村慎介・原田和明ほか（2011）『罪を犯した知的障がいのある人の弁護と支援ー司法と福祉の協働実践ー』現代人分社
- Veysey, B. M. & Christian, J. (2009) Moments of Transformation: Narrative of Recovery and Identity Change 『犯罪社会学研究』34, 7-31
- 矢島正見・丸 秀康・山本 功編（2009）『よくわかる犯罪社会学入門』学陽書房
- 山本讓司（2008）『獄窓記』新潮社
- 山本讓司（2009）『累犯障害者』新潮社
- 吉開多一（2013）「犯罪・非行をした者に対する就労支援の現状と課題」『「子どもの非行・虐待防止のための地域社会ネットワークの実証的研究」報告』p. 284

以上